

# 主要各国の科学技術政策関連組織の国際比較

1998年6月

科学技術庁 科学技術政策研究所

第2研究グループ

平澤 冷

富澤 宏之

樟 良治

第1研究グループ

伊地知 寛博

An International Comparison of Organizations related to  
Science and Technology Policy in Major Countries:  
United States, United Kingdom, Germany, France and Japan

June 1998

Ryo HIRASAWA

Hiroyuki TOMIZAWA

Yoshiharu TABINOKI

Second Theory-oriented Research Group

Tomohiro IJICHI

First Theory-oriented Research Group

National Institute of Science and Technology Policy (NISTEP)

Science and Technology Agency

## はしがき

本資料は、昨年度実施した海外の科学技術政策関連機関（米国・英国・独国・仏国・蘭国・瑞国・EUの120機関（部署）、合計176名）への訪問調査に基づいている。ここでは、そのうちの4か国（米国・英国・独国・仏国）をとりあげ、最上位レベルでの意思決定関連機関を中心にその情報をまとめた。

科学技術関係機関の機能は、それぞれの機関が置かれている科学技術行政システム全体を把握した上で、はじめて正確に理解し得ると考えられる。したがって、まずはじめに、「主要各国の科学技術行政に対する助言・支援・統制体制」として、これら主要諸外国および日本について、内在する諸機能ごとに対応する機関を列挙した。次に、比較対象とした国の科学技術行政システムの概要やその特徴について簡潔にまとめた。そして、日本の「科学技術会議」が果たす任務に相当する主要諸外国の諸機関について、機関ごとにその概要を示した。



# 目 次

はしがき .....	i
目次 .....	iii
図表一覧 .....	v
1. 科学技術推進体制の枠組み .....	1
2. 主要国における科学技術推進体制の比較 .....	3
3. 主要国の科学技術推進体制の特徴 .....	8
(1) アメリカの特徴 .....	8
(2) イギリスの特徴 .....	10
(3) ドイツの特徴 .....	15
(4) フランスの特徴 .....	19
4. 各国科学技術関係会議の概要 .....	23



## 図表一覧

表 1 主要各国の科学技術行政に対する助言・支援・統制体制 .....	1
図 1 Federal Spending on Defense and Nondefense R&D ( アメリカにおける防衛および非防衛 研究開発に関する連邦支出 ) .....	11
図 2 Trends in Nondefense R&D by Function, FY 1960-99 ( アメリカにおける 1960 - 99 年度 機能別非防衛研究開発の動向 ) .....	11
表 2 主要各国の助言機関 .....	24
表 3 主要各国の省際調整機関 .....	26

# 1. 科学技術推進体制の枠組み

科学技術政策の特徴は、科学技術や研究開発という、きわめて高度な知的営為を対象とし、またその効果や影響が国家や産業活動あるいは国民生活全般に対し、きわめて広範にまた多層的に及び、そしてその効果や影響が長期的なタイム・スパンを経て発揮される等の諸点にある。このような専門性、多様性、長期性という基本的な性格に加え、最近では、グローバルな競争と激しい変化への対応も迫られている。したがって、妥当な科学技術政策を長期的なビジョンのもとに迅速に形成し実施していくためには、行政システムを、多様で柔軟な知的システムとして機能するように整備する必要がある。このような認識のもとに、ここでは行政府の長の周辺に配置されるべき諸機関について、主要国の状況をまとめた。

行政機関の長の周辺に配置されるべき科学技術行政関連システムを、ここでは次のカテゴリーに分類した。

- ・ 行政関連機関
  - 国家政策形成（省際政策を含む）
    - 補佐機関（補佐官と補佐組織）
    - 助言機関
    - 勸告機関
    - 支援機関
  - 省際政策形成・実施（ボトムアップ・タイプ）
    - 省際調整機関
  - 省際政策実施（トップダウン・タイプ）
    - 制度
    - 組織
  - 政策評価
- ・ 行政統制機関
- ・ 立法機関
  - 支援機関
- ・ 外部機関
  - 提言機関

行政府の長の周辺で形成される政策は、多くの場合省際的な政策であり、それを個別行政機関の所掌事項に分割し実施体制を整えることが重要な課題となっている。このようなトップダウン・タイプの政策展開に対し、他方でより多くの政策は個別行政機関からボトムアップ・メカニズムにより形成されるが、その際、省際的な調整が必要となることが多い。また、政策の評価は行政府内部で行われるほか、独立性の高い行政統制機関や立法府によって

も行われる。一方、立法府における政策形成や、外部民間機関からの提言も、政策の多様性を確保するために重要である。

なお、行政に対する知的支援システムを、ここではそれが担うべき機能と設置形態に従い、以下のようなカテゴリーに分け、その中心的役割が何であることを定義した。

補佐機関： 行政府の内部に置かれた部署のうち、意思決定者に対し政策形成とその運営全般に関わる補佐を行う者および組織

助言機関： 行政府の外部に法律ないし行政手段に基づき設置された審議機関で、主として政策形成に関わる助言や、諮問に対する答申を行う機関

勧告機関： 法的に勧告を義務づけられている機関のうち、主として事前評価を基にして政策形成に関わる勧告を行う機関

支援機関： 行政府の内部ないし外部に法律ないし行政手段に基づき設置された機関で、情報収集や調査、あるいは、その分析や研究を深める機能をもち、政策形成やその運営のために必要な情報の提供を担う機関

提言機関： 行政府の外部に民間の意思により設置された機関で、主として政策提言を行う機関

またこれらのほかに、行政内部にあって会計検査や行政監察等の事後評価に基づき勧告を行う勧告機関や、立法府において政策形成や政策評価に関し主として情報提供を通じてそれらを助ける支援機関がある。

## 2. 主要国における科学技術推進体制の比較

1. で述べた各カテゴリーに分類される機関を、主要各国 - アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、日本 - ごとに表1に示した。

表1 主要各国の科学技術行政に対する助言・支援・統制体制

Functions 機関の種類	United States アメリカ	United Kingdom イギリス	Germany ドイツ	France フランス	Japan 日本
<b>The Executive and its Relevants</b> 行政およびその関連機関					
Head of the Executive 行政機関の長	大統領	首相	首相	首相*	首相
<b>National Policy Making</b> (including Interministerial Policy Making) 国家政策形成 (省際政策形成を含む)					
Assistant Body 補佐機関					
Assistant to the Head of the Executive 行政機関の長に対する補佐官	科学技術大統領補佐官	CSA	-	(首相の官房(Cabinet)の顧問(コンセイエ))	-
Assistant to the Minister in charge of Science and Technology 科学技術担当大臣に対する補佐官	-	CSA	-	(大臣の官房(Cabinet)の顧問(コンセイエ))	-
Assistant Organization 補佐組織	OSTP	OST	BMBF	MENRT	科学技術庁
Advisory Body 助言機関	PCAST	CST Foresight Steering Group	RFTI	CSRT CNESR COS (休止中)	科学技術会議
Recommendatory Body 勸告機関 (課題に対する勸告)	-	-	Wissenschaftsrat	-	日本学術会議
Supporting Body (analysis, survey) 支援機関 (分析, 調査)	CTI (専属)	SPRU, PREST等	FhG-ISI等	OST等	(NISTEP-STA)
<b>Interministerial Policy Making</b> (Bottom-up Type) 省際政策形成・実施 (ボトムアップ・タイプ)					
Interministerial Coordination Body 省際調整機関	NSTC	EA Ministerial Foresight Group EASO SEBCC Whitehall Foresight Group	科学・研究関係閣僚委員会 BLK (intergovernmental)	CIRST (休止中)	科学技術会議
<b>Interministerial Policy Execution</b> (Top-down Type) 省際政策実施 (トップダウン・タイプ)					
Interministerial Coordination Execution System 省際政策実施システム					
Institution 制度	NSTC projects	Foresight LINK Awards programmes	-	-	-
Organization 組織	NSTC	-	-	-	-
<b>Policy Evaluation</b> 政策評価					
Recommendatory Body based on Evaluation 評価に基づく勸告機関	NPR	-	Wissenschaftsrat	CSE-CGP-SGG CNER CNE	総務庁行政監察局
Evaluation System 外部評価システム	GPRA (自己戦略計画の議会予算過程における評価)	customer-contractor (顧客-請負者)関係に基づくパフォーマンス評価	管理者による下部機関の外部評価	外部評価機関による評価	被評価組織の委託に基づく外部評価
<b>Control of the Executive</b> 行政統制機関					
Recommendatory Body based on Audit 統制機関 (監査に基づく勸告)	GAO	NAO	-	-	-
<b>The Legislative</b> 立法機関					
Supporting Body 支援機関 (分析, 調査)	CRS	POST	TAB	OPECST	-
<b>The External</b> 外部機関					
Suggesting Body 提言機関	Academy Complex (NRC) IRI等	Royal Society, RAE等	-	Académie des Sciences およびCADAS等	日経調 NIRA等

注: - は、該当する機関や制度が存在しないことを示す。とくに、監査を行う機関については、それ自体として該当する機関が存在しても、科学技術政策について対応する機能を果たしていない場合には、-で示した。

フランスの行政機関の長は、「Président de la République（大統領）」であるが、大統領の専管事項である防衛・外交を除いては、実質的には首相が担当する。したがって、科学技術関係の行政で、とくに民生用で国内に関することについては、首相が行政機関の長であると考えてよい。

フランスは、政権が交替するごとに、大臣の所掌範囲が変わり、それに伴って省の構成や名称も大きく変わる。また、大臣が替われば、当然そのCabinet（カビネ）の構成も変わる。したがって、ここに示す大臣・省・顧問の名称も1998年5月現在のものであることに注意を要する。

表中に示される諸機関の訳語あるいは略称の、原語正式名称および日本語訳を以下に示す。なお、日本語訳については、従来慣習的に用いられている訳とは異なり、その機関の原語正式名称や機関の位置づけ等を判断してより適確と思われる訳を充てているものもある。

## **United States** アメリカ

**The President**（大統領）

**Assistant to the President for Science and Technology**（科学技術担当大統領補佐官）

**OSTP**: Office of Science and Technology Policy（科学技術政策局） - **EOP**: Executive Office of the President（大統領府）を構成する機関の一つである。

**PCAST**: President's Committee of Advisors on Science and Technology（大統領科学技術顧問委員会）

**CTI**: Critical Technologies Institute（クリティカル技術研究所）

**NSTC**: National Science and Technology Council（国家科学技術会議）

**NRC**: National Performance Review（国家業績評価機構）

**GPRA**: Government Performance and Result Act（政府業績成果法） - 機関ではなく、制度の名称である。

**NPR**: National Research Council（全米研究評議会）

**IRI**: Industrial Research Institute, Inc.（産業研究協会） - 産業界において研究開発に従事する293の企業が会員となっている協会で、株式会社形態の非営利組織である。アメリカにおける産業研究のうち、これらの会員企業全体が占める割合は80%を超え、これらの会員企業に従事する科学者・技術者の数も約50万人である。

**CRS**: Congressional Research Service（議会研究支援機構）

**GAO**: General Accounting Office（会計検査院） - 議会に属する機関の一つである。

## **United Kingdom** イギリス

**The Prime Minister** (首相)

**CSA:** Government's Chief Scientific Adviser (政府首席科学顧問官)

**OST:** Office of Science and Technology (科学技術庁) - 1995年に、Cabinet Office (内閣府)内から DTI: Department of Trade and Industry (貿易産業省)内に移管されたが、各省間の調整機能を保証するために、DTI 本体の影響を受けないよう“輪で囲まれて”おり、たとえば、OST の長である CSA は、DTI の Permanent Secretary (事務次官に相当する)と並立しており、首相や科学技術担当閣内大臣 (現在の President of the Board of Trade, すなわち貿易産業大臣に相当する)、科学技術担当閣外大臣と、直接、面会することができる。

**CST:** Council for Science and Technology (科学技術会議)

**Foresight Steering Group** (フォーサイト運営グループ) - 「Foresight Programme (フォーサイト・プログラム)」の全体の運営グループである。なお、foresight (フォーサイト) は、「将来起こりそうなことを想像し、将来に対して計画する際にこれを熟考する」、すなわち“先を見通す”という意味を有している。

**SPRU:** Science and Technology Policy Research (科学・技術政策研究) - University of Sussex (サセックス大学)の中の一機関である。科学・技術政策およびイノベーションに関する高等教育および研究を行っている。

**PREST:** Policy Research in Engineering, Science and Technology (工学・科学・技術政策研究) - University of Manchester (マンチェスター大学)の中の一機関である。科学・技術政策およびイノベーションに関する高等教育および研究を行っている。

**EA:** Ministerial Committee on Economic Affairs (経済閣僚委員会)

**Ministerial Foresight Group** (閣僚フォーサイト・グループ) - 「Foresight Programme (フォーサイト・プログラム)」の運営に対応する閣僚によって構成されるグループである。

**EASO:** Cabinet Committee on Science and Technology (科学技術内閣委員会)

**SEBCC:** Science and Engineering Base Coordinating Committee (科学工学基盤調整会議)

**Whitehall Foresight Group** (ホワイトホール・フォーサイト・グループ) - 「Foresight Programme (フォーサイト・プログラム)」の運営に対応する各省の担当する行政官によって構成されるグループである。なお、Whitehall とは、ロンドンの官庁街の通りの名称であり、翻って、官庁それ自体を意味している。日本で言えば、さしずめ「霞ヶ関」に相当する。

**Royal Society** (王立協会)

**RAE:** Royal Academy of Engineering (王立工学アカデミー)

**POST:** Parliamentary Office of Science and Technology (科学技術議会室) - House of Com-

mons（平民院；下院）とHouse of Lords（貴族院；上院）の双方からの資金に基づいて運営されている，期限付き（更新可能）の機関である．

**NAO:** National Audit Office（監査院） - 議会の機関である．

## **Germany** ドイツ

**Bundeskanzler**（首相）

**BMBF:** Bundesministerium für Bildung, Wissenschaft, Forschung und Technologie（連邦教育科学技術省）

**RFTI:** Rat für Forschung, Technologie und Innovation（研究・技術・イノベーション会議） - 助言機関であると同時に，助言内容の形成過程を通してセクター間の連携を図ることをねらいとする機関といえよう．

**Wissenschaftsrat**（学術評議会）

**FhG-ISI:** Fraunhofer-Institut für Systemtechnik und Innovationsforschung（フラウンホーファー・システム・イノベーション研究所） - Fraunhofer Gesellschaft（フラウンホーファー協会）の研究所の一つである．

**Interministerielle Ausschuß für Wissenschaft und Forschung**（科学・研究関係閣僚委員会）

**BLK:** Bund-Länder-Kommission für Bildungsplanung und Forschungsförderung（教育計画・研究振興連邦州委員会） - 連邦政府内の省際調整機関ではなく，連邦政府と各州政府のあいだの調整を図る機関である．

**TAB:** Büro für Technikfolgen-Abschätzung beim Deutschen Bundestag（ドイツ議会技術アセスメント室） - **FZK:** Forschungszentrum Karlsruhe GmbH（カールスルーエ研究センター有限責任会社）の中の **ITIS:** Institut für Technikfolgenabschätzung und Systemanalyse（技術アセスメント・システム分析研究所）の中に位置する特別な一つの組織ユニットであり，ドイツ議会のための技術アセスメントを行っている．なお，**FZK**は，**HGF:** Hermann von Helmholtz-Gemeinschaft Deutscher Forschungszentren（ヘルマン・フォン・ヘルムホルツ・ドイツ研究センター連合）を構成する16研究機関の一つであり，有限責任会社（株式会社に相当する）の形態をとり，連邦政府が90%、Baden-Württemberg（バーデン・ビュルテンベルク）州が10%の株式を保有している．

## **France** フランス

**Premier Ministre**（首相）

**Conseiller Enseignement Supérieur, Recherche et Technique**（高等教育研究技術顧問）

**Conseillers Techniques**（コンセイエ・テクニーク，技術顧問）[複数] - ここでの「技術」は，“科学技術”の技術というよりも，“専門”という意味での技術を表す．

**MENRT:** Ministère de l'Éducation Nationale, de la Recherche et de la Technologie ( 国民教育研究技術省 )

**CSRT:** Conseil Supérieur de la Recherche et de la Technologie ( 研究技術高等会議 )

**CNESR:** Conseil National de l'Enseignement Supérieur et de la Recherche ( 高等教育研究全国会議 )

**COS:** Comité d'Orientation Stratégique ( 戦略的オリエンテーション委員会 )

**OST:** Observatoire des Sciences et des Techniques ( 科学技術観測所 )

**CIRST:** Comité Interministériel de la Recherche Scientifique et Technique ( 科学的・技術的研究関係閣僚委員会 )

**CSE-CGP-SGG:** Conseil Scientifique de l'Évaluation, Commissariat Général du Plan, Secrétariat Général du Gouvernement ( 政府事務総局 計画総庁 評価科学会議 )

**CNER:** Comité National d'Évaluation de la Recherche ( 研究評価全国委員会 )

**CNE:** Comité National d'Évaluation des établissements public à caractère scientifique, culturel et professionnel ( 科学的・文化的・職業的性格公施設評価全国委員会 )

**Académie des Sciences** ( 科学アカデミー )

**CADAS:** Conseil pour les Applications de l'Académie des Sciences ( 科学アカデミー適応会議 )

**OPECST:** Office Parlementaire d'Évaluation des Choix Scientifiques et Technologiques ( 科学的・技術的選択肢評価議会議室 )

## **Japan** 日本

**NISTEP-STA:** National Institute of Science and Technology Policy, Science and Technology Agency ( 科学技術庁科学技術政策研究所 )

**NIRA:** National Institute for Research Advancement ( 総合研究開発機構 )

### 3. 主要国の科学技術推進体制の特徴

#### (1) アメリカの特徴

##### a. Research and Policy Community

大統領を頂点とする行政府における科学技術関連政策は、“RPC: Research and Policy Community” と称する研究者（政策研究者を含む）、研究者出身のテクノクラートおよびその予備群を中心とするコミュニティにより担われている。NSF、NASA、NIHのようなresearch agencyや、大統領府のOSTPやNSTCのみならず、それらへの多彩な助言、提言、支援機関も彼らによって支えられている。逆に言えば、科学技術のユーザや一般社会の科学技術受容者の意見は、行政過程においては直接的に組み込まれる機会やメカニズムがほとんど存在していない。また、研究者の中心的メンバーは基礎科学の研究者であり、産業界の意思が反映される場合は、PCAST、IRI等、比較的限られている。

##### b. APST と OSTP による補佐制度

米国のシステムにおいては、科学技術担当大統領補佐官（APST: Assistant to the President for Science and Technology）の役割がきわめて重要である。「Bill (Clinton)は、科学技術で困ったことがあると、『Jack (Gibbons) ,これはどういう意味なのか、これをどうしたらいいのか』と、ごく日常的に補佐官の意見を求めている」（Franklin D. Raines, Director of OMB）。

そして、補佐官の手元に、整理された多様な情報が様々なルートを通して集積されていくシステムとなっている。その仕組みの概要を以下に記す。

##### PCAST

補佐官以外はすべて民間人で構成されていて、民間からの意見を高いレベルで集約することをめざしている。民間人からの議長（現在は、John A. Young）とともに補佐官が共同議長を務める。メンバーは、学界や産業界の高名な指導者たちで、年4回の会議による提言や助言のほかに、毎年1回各自が個別に意見書を提出することになっている。また、メンバーの多くは、民間のシンクタンク提言機関の責任ある地位を占めていて、そこで収集・分析された情報を橋渡しする役割も果たしている。

##### NSTC

複数の省庁にまたがる事項のみを扱う、行政府のメンバーのみからなる委員会組織として構成され、行政機関からの意見が集約される。本会議は大統領が議長（補佐官が代理）を務め、副大統領および各行政機関の長と各補佐官からなる委員によって構成されている。そのもとに、現在5つの常設委員会といくつかの特別のワーキング・グループ、その下部に小委員会やワーキング・グループが置かれ、日常的に会議や電子会議がもたれている。各常設委員会は、それぞれその分掌事務に関連の深い行政機関の長が委員長を務め、副委員長には

OSTPの4部門の各責任者である Associate Director が充てられている。また小委員会やワーキング・グループの責任者やメンバーにOSTPのメンバーが充てられていたり加わっていて、それらのメンバーを介して行政機関の意思がOSTPに集約される仕組みになっている。また、それと同様に、大統領の意思が、同じメカニズムを逆行して科学技術政策にブレイクダウンされ、関連行政機関に受け渡され、実施に向け具体化されていく。

#### OSTP

科学技術担当大統領補佐官が長官を務め、環境、国家安全保障国際、科学、民生技術の4部門と、NSTCとPCASTの共同事務局等、約40名の選抜されたテクノクラートからなる。長官と4部門の責任者は、毎朝定例会議をもっている。長官は、現在、上院の承認待ちで空席となっているが、部門の責任者の一人(国家安全保障国際担当の Kerri-Ann Jones)が長官代理を兼ねている。また部門内部の意思疎通は、各部屋を結ぶ内部廊下を利用して、随時図られている。定例会議は、部門により毎週ないし2週間に1度の間隔でもたれている。このようにして、NSTCで集約される行政機関の意見を、メンバーの共有メカニズムを介してOSTPに持ち込み、OSTPでさらに煮詰め、必要に応じて補佐官に伝達される仕組みとなっている。補佐官は大統領と週1~2回会議する機会がある。

#### CTI

行政機関の分析能力を補うために、OSTPとNSTCを専ら支援する機関として、RAND社内に設けられた。機密を要しない調査や分析支援は、各行政機関からも民間シンクタンクに随時委託されているが、CTIはOSTPとNSTCの特命事項の調査や分析を担っている。専任研究員の数は17名と少ないが、必要に応じてRAND社内の研究員がCTIの客員や共同研究者となって、それを補っている。また、CTIは調査や分析に専念し、政策提言は意識的に避け、行わないことにしている。

以上述べたような強力な補佐制度は、柔軟な「主体内在型」に設計されていて、組織の壁を越えてメンバーを共有することにより、最も効率的な「内在接触型 (inclusive-interactive)」で運営されているところに特色がある。

また、NSTCの調整メカニズムを通して成立した事項は、その長である大統領名で提案されることになり、OMBや議会に対するその効果は大きい。

#### c. チェック・アンド・バランス・メカニズム

米国の政治機構には、至る所でチェック・アンド・バランスの仕掛けが組み込まれている。最も大きな枠組みとしては、行政府と議会とのチェック・アンド・バランスである。科学技術関連政策は、a. で述べたようなRPCにより形成されるが、その“シーズ側”で考えた案は、議会により見直され修正を受ける。議会は国民の代表であり、科学技術の受容者、つまり、“ニーズ側”の立場で、多くの場合それがチェックされることとなる。

PCAST と NSTC も民と官の見解を独立に得ることができるようになっていて、そのことにより、OSTP で両者の見解の相互比較を行える仕組みになっている。

Research Agency レベルにおいても同様で、たとえば NASA の戦略計画では、NASA の内部研究者からの提案のほかに、Academy Complexからのまったく独立な提案と大統領府や他の行政機関からの示唆を含め、NASA 内部の各階層に設置されている審議会(メンバーの多くは外部の研究者)の助言を得て決定される仕組みとなっている。

#### d. 選挙を通じた民意の反映による国家目標と大戦略の選択

米国における最も大きな戦略の選択は、大統領選挙を通して行われている。その選挙期間中に各種団体や提言機関から提案される政策は、候補者の選挙公約として整理され、国民の審判を受けることになる。したがって、当選した大統領は前任者の施策との継続性をさして考慮することなく、自信を持ってその公約の実現を図ることができる。その結果を如実に示しているのが、大統領の改選サイクルごとに劇的に変化する科学技術関連予算の内部構造である(図1,2)。

このような急激な変化は、科学技術の長期性の観点から見れば負の側面であるともいえるが、時間軸に沿ったチェック・アンド・バランスが機能しているともいえる。

### (2) イギリスの特徴

#### a. Haldane 原則 - リサーチ・カウンシルと省所管科学技術の分離

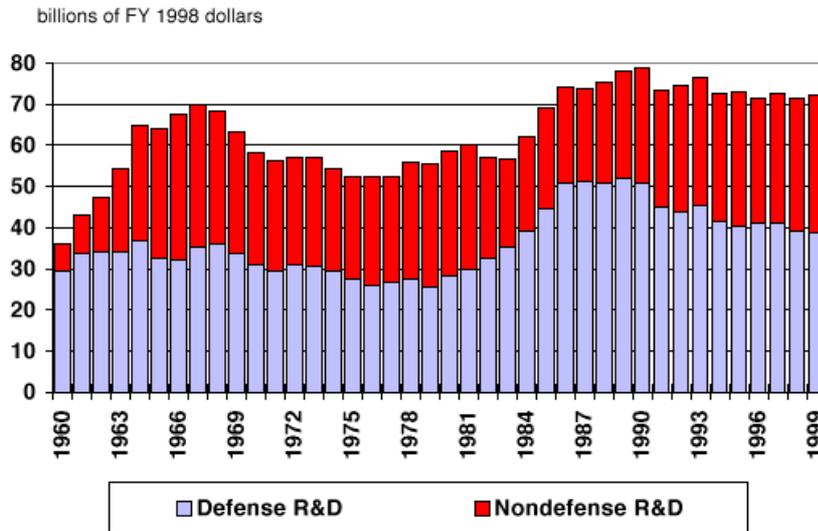
“Haldane principle( Haldane 原則)”は、特定の目的をもたずに research councils( リサーチ・カウンシル)を通して行われる研究と、特定の政策目的のためにそれぞれミッションをもった省を通して行われる研究を分離し、特定の目的をもった省からの干渉を受けずに独立してリサーチ・カウンシルが研究を推進させることを認めている原則と一般には考えられている。1993年の White Paper である *Realising Our Potential: A Strategy for Science, Engineering and Technology* (Cm 2250) においても、リサーチ・カウンシルの構成や内部の組織構造およびリサーチ・カウンシルでの活動に対応する組織・運営の変更が示されてはいるが、その paragraph 3.23 において、リサーチ・カウンシルにおける日常の決定については Haldane 原則が政府によって支持されることが述べられている。

ところで、1918年の Haldane of Cloan 子爵が議長を務めた委員会がまとめた報告書の中で、研究に関して“Haldane 原則”と呼ばれてよく引用されるようになった部分があるが、この文の含意とするところは、特定のミッションをもつ省では、研究を支援したり、研究結果を公表したり利用することが不都合になることがあり得るので、複数の省にとって価値のある研究に限っては、直接的な省による管理から外すべきである、ということであった。

したがって、Haldane 原則の意味するところが、当初設定された目的と、その後のリサー

☒ 1

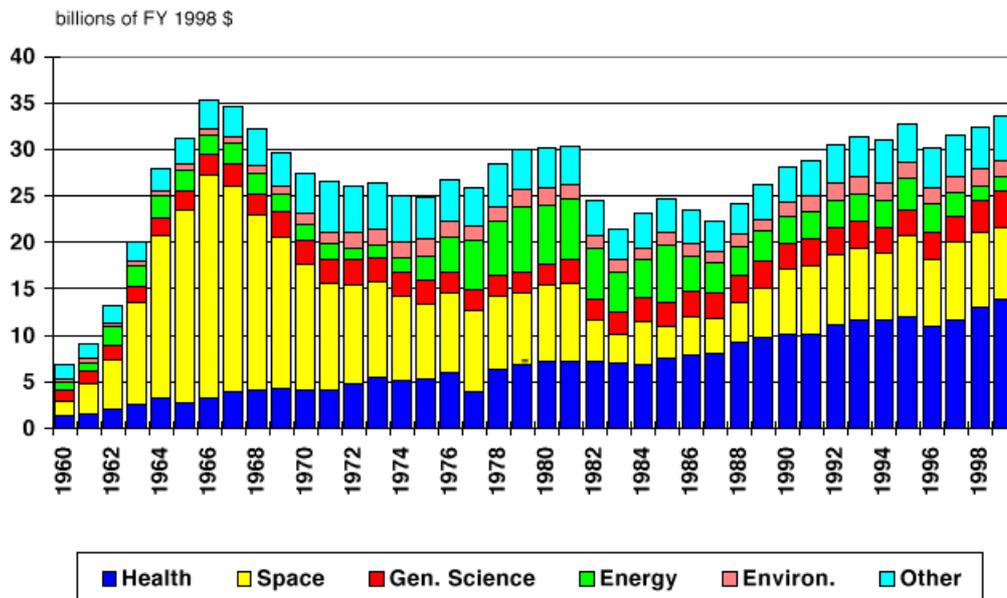
### Federal Spending on Defense and Nondefense R&D Outlays for the Conduct of R&D, FY 1960-1999



Source: OMB Historical Tables. FY 1999 is the President's request.

☒ 2

### Trends in Nondefense R&D by Function, FY 1960-99 Outlays for the Conduct of R&D, Constant FY 1998 \$ Billions



Source: AAAS, based on OMB Historical Tables in *Budget of the United States Government FY 1999*.  
Constant dollar conversion based on GDP deflators. FY 1999 is the President's request.  
Note: Some Energy programs shifted to General Science beginning in FY 1998.

出典：Intersociety Working Group 1998 AAAS Report XXIII: Research and Development FY 1999, American Association for the Advancement of Science, pp,9-10.

チ・カウンスル・システムの基礎として一般に了解されている「リサーチ・カウンスルの自律」とでは異なるが、結果的には、特定のミッションがある政策形成・執行のための研究開発を支援する業務と、そうではなく特定の目的をもたない研究を支援する業務とが峻別されているシステムが、維持されてきていると言えよう。

#### b. Rothschild原則 - 契約概念に基づく実務レベルへの権限委譲と、政策形成機関と政策執行機関の分離

“Rothschild principle (Rothschild 原則)”とは、応用研究開発は、customer-contractor basis (顧客-請負者ベース)の関係で行われなければならない、というものである。この原則は、国家のニーズやその優先事項について決定するのは、行政機関内にあって国家のニーズを満たすことを保証する責任を有する人たちであって、どんなに優秀な科学者であっても行政機関外にあれば、国家のニーズやその優先事項について決定する十分な資格は持ち得ないという理由に基づいて定められた。また、そのために、顧客(すなわち、最終的なユーザに代わる各省庁やその代表者)は、responsibility (責任)あるいはaccountability (アカウンタビリティ、説明責任)を持つべきである、とされている。この原則は、the Head of the Central Policy Review Staff (中央政策再調査本部長)であったRothschild 卿による、1971年に公表された報告書 *The Organisation and Management of Government R. and D.* (政府研究開発の組織と運営)(報告書 *A Framework for Government Research and Development* (政府研究開発のための枠組み) (Cmnd. 4814)の中に含まれる)の勧告として挙げられている。1993年に出されたWhite Paper の *Realising Our Potential: A Strategy for Science, Engineering and Technology* (Cm 2250)においても、その paragraphs 1.18 (a), 5.3 で、各省の応用研究開発に関しては、このRothschild 顧客-請負者原則が維持・強化されると述べられている。また、政府の中での運営のあり方の改善をめざして1980年代半ばより行われている“The Next Steps”は、まさにこのような顧客-請負者関係を研究開発にとどまらずに展開させようとしていると見ることができる。この結果、とくに応用研究開発については、顧客である政策形成機関と、請負者である政策執行機関とが、それぞれの任務と責任を明確に意識することとなった。そして、政策形成機関はその責任を全うできるよう、政策の執行に関わる詳細な決定については実務レベルにその権限が委譲された。また、政策執行機関は、その機関自体が研究開発を実施するにせよ、あるいはさらに別の研究開発実施機関に委託するにせよ、その政策に有効な研究開発サービス、すなわち、研究開発の成果を、政策形成機関に対して提供することとなった。

さらに、この顧客-請負者関係が明確となるよう、省という同一の組織であっても、顧客側である機関においてはChief Scientist (主席科学官)が、一方、請負者側である研究開発実施機関においてはController R. & D. (研究開発支配人)が、それぞれ別個のものとして置かれ、かつ、この2者は直接のライン関係にならないようにすべきであると勧告されている。

そして、主席科学官は、研究開発プログラムの必要性やそのプログラムの費用、プログラム間の優先事項を決定するものとされた。また、研究開発支配人には、研究開発サービスを提供する研究開発実施機関の chief executive( 主席執行官 )があたることとされた。さらに、研究開発支配人は、内部組織に顧客の要求を実行するのに必要な施設・専門能力がない場合には、今度は顧客として、外部の組織に業務を委託しても良いとされた。

#### c. CSA と OST による補佐制度 - Scientific Community の転進

現在の CSA: Government's Chief Scientific Adviser( 政府主席科学顧問官 )の任務は、科学・工学・技術の事柄に関して、the Prime Minister( 首相 ),the Cabinet( 内閣 ),および the President of the Board of Trade ( 貿易産業大臣 ; 直訳では、貿易会議議長 ; 科学・工学・技術に関して意味するのは、科学技術担当閣内大臣であるということである )に助言を与えるとともに、各省横断的な科学技術の事柄に関して、他の大臣に対しても助言を与えることである。また、科学技術関係の議題も扱う関係閣僚委員会である EA: Ministerial Committee on Economic Affairs ( 経済閣僚委員会 )にも陪席する。

CSA は、Permanent Secretary ( 事務次官に相当する )と同等のレベルであり、任期が5年で、行政にも明るい著名な科学者から、公開された競争を経て任命される。1997年5月の政権交代に伴って CSA の去就が注目されたが、変更はなかった。

一方、OSTには、各省横断的事項とリサーチ・カウンシルに関する事項というこれら大きく分けて2つの機能を果たすよう、それぞれに対応して、TDSTG: Transdepartmental Science and Technology Group ( 各省横断科学技術部門 )と SEBG: Science and Engineering Base Group ( 科学工学基盤部門 )が設置されている。そして、TDSTG が CSA に対する事務局の機能を果たすのに対し、SEBG はリサーチ・カウンシル等への予算配分について評価・決定する DGRC: Director General of the Research Councils ( 研究会議局長 )に対する事務局の機能を果たす。ここで、CSA と DGRC とはラインの関係にないことには注意を要する。

また、この TDSTG と SEBG という2つの部門は、政策形成と、政策執行および執行機関評価というそれぞれの機能に対応しているとも見ることができよう。TDSTG は、国際関係のための各省間調整、政府資金による科学技術の将来の計画や見通しを示す *Forward Look of Government-funded Science, Engineering and Technology*( 政府によって資金が供給される科学・工学・技術の将来の見通し )の作成等のための各省間調整のほか、Foresight Programme ( フォーサイト・プログラム ), LINK collaborate research scheme ( LINK 共同研究計画 )を担当している。とくに、LINK 共同研究計画に関しては、OST は、計画の基本的な枠組みや全体の調整を行っており、個々の LINK プロジェクトの実施、すなわち、公的機関からの FLA: Foresight LINK Awards ( フォーサイト LINK 奨励金 )の資金提供にあたっては、資金を供給する省やリサーチ・カウンシルがその事務を行っている。一方、SEBG は、リサーチ・カウ

ンシル等への予算について DGRC が決定するのを支援しているほか、Realising Our Potential Awards (ROPA) scheme (潜在力の実現奨励金計画)の基本的な枠組みや全体の調整を担当しているが、やはり、個々のプロジェクトの評価・採択にあたっては、資金を供給するリサーチ・カウンシルがその事務を行っている。

1995年に、まったくの政治的理由により OST: Office of Science and Technology (科学技術庁)は DTI: Department of Trade and Industry (貿易産業省)内に移管されたが、その組織の内部構造はまったく維持されている。そして、各省横断的な事項を扱うというその任務から、他の省による非協力を避ける意味で、DTI中においてもOSTは“輪で囲われて”おり、CSAとDGRCがそれぞれ直接にDTIのPermanent Secretaryに報告するラインのほかに、CSAについては、首相、貿易産業大臣(科学技術担当閣内大臣である)、科学技術担当閣外大臣と、直接、面会できるほか、DGRCも、貿易産業大臣、科学技術担当閣外大臣と、直接、面会できる。

ところで、リサーチ・カウンシルへの行政統制や資源配分の決定といった機能は、以前は、当時のSecretary of State for Education and Science(教育科学大臣)に対する、リサーチ・カウンシル全体の運営全般に関する合議体の助言機関であったABRC: Advisory Board for the Research Councils(研究会議助言評議会)による助言を通して行われていた。ところが、OSTが設置された後、先述したWhite Paperを作成する際に、これらの機能は、助言機関でなく、行政組織であるOST内に置かれるべきだとする考えが、科学者のソサイエティであるthe Royal Society(王立協会)からの意見として示された。そして、政府がこの考えを共有して、現在のようにDGRCを代わりに設置した。その意図は、リサーチ・カウンシルの活動に対して、より中央による調整と戦略的な方向付けを図ることにあった。財源的には大きな増加は望めないという状況や、研究の成果がより広範な社会・経済の発展に寄与することが期待されるという環境、また急速に展開している科学技術の進歩という背景にあって、科学技術コミュニティは、より政府の意思決定者に近いところでその政策形成・実施を補佐するようになってきているものと思われる。

#### d. 専門性と民主性の調和 - 均衡プロフェッショナル・モデル

Foresight Programme (フォーサイト・プログラム)のSteering Group (運営グループ)のメンバーは個人の資格で任命されているが、関係各セクターの代表者からバランスを考慮して構成されていることがうかがえる。明示されてはいないが、概観すると、次のような機関からそれぞれメンバーを入れて、グループが構成されていることがうかがえる。すなわち、政策形成機関・政策執行機関として、DGRC、リサーチ・カウンシル(研究会議)、DfEE(教育雇用省)、高等教育資金配分会議、DTI(貿易産業省)、DERA(国防評価研究庁)から、また、研究開発実施機関として、大学組織を代表するCVCP(大学副総長学長委員会)、独立

した研究機関の協会である AIRTO (独立研究技術組織協会), 民間企業から, さらに, 経営者団体として CBI (英国産業連合) から, 労働組合として TUC (労働組合会議) から, 銀行界として中央銀行と市中銀行から, マスメディアとして新聞から, そして, プログラム運営の専門家として SPRU (サセックス大学科学政策研究ユニット) からである. なかでも, 運営グループのメンバーの一員としてフォーサイト・プログラムの運営に関する専門家を加えて, プログラム全体の運営をリードさせるようなしくみになっている点は重要であろう.

また, 領域ごとに設置されている Panel (パネル) についても, 議長は, 産業界からのメンバーが務めている. 委員の構成は, パネルごとに, 各パネルが関係する分野に応じて構成するセクターに違いはあるが, 基本的には, 省庁およびリサーチ・カウンシル, 大学・研究実施機関, 企業・産業団体, 科学者・技術者のソサエティ, コンサルタントから構成されている. このように, 各個人の専門能力を活かしつつ, 各領域において想定される利害関係者全体にできるだけ近いところまでプログラムの影響力が及ぶよう, 関連する各セクターを代表するような委員として関係者をプログラムに巻き込むことで, 社会的・経済的に広がりをもつ長期的な戦略の形成を図ろうとしていることがうかがえる. さらに, これら各セクターからの寄与を総合した活動だけでなく, 関係する省のあいだの調整を行って, プログラムの展開やプログラムの成果の政策への反映を保證するよう, 閣僚間および省内の関係事務担当行政官間の調整機関 (Ministerial Foresight Group (閣僚フォーサイト・グループ) と Whitehall Foresight Group (ホワイトホール・フォーサイト・グループ) もそれぞれ設置されている.

### (3) ドイツの特徴

#### a. 集中の排除 (decentralization)

ドイツの科学技術政策形成システムの特徴として, ドイツの関係者の多くが強調するのは, 分権的 (decentralized) システムおよび研究の自律性 (autonomy) の重視, という二つの点である. これらの点は, 単に科学技術政策形成システムだけではなく, ドイツの国家研究開発システムの特徴と考えられている. 分権的システムという点については, ドイツの研究開発システムを論じた文献のいくつかも指摘しており, また, そもそも科学技術に限らずドイツの様々な分野で見られる特徴でもある. ドイツの研究開発システムの構成原理, あるいは科学技術政策の形成プロセスを原理的な面から理解するための基礎として理解しておく必要がある.

ドイツが 16 の州から成る連邦国家であることは, 科学技術の体制の様々な面を規定している. 国家研究開発システム自体も連邦と州の二元構造が基本的枠組みとなっている. 例えば, 高等教育機関のほとんどが州立であるが, 連邦政府は DFG (ドイツ研究協会) を通じて高等教育機関における研究をプロジェクトベースで支援している. 大学以外の公的研究機関の資金も連邦政府と州政府の両方が支出している場合が多い. このような分権性によっ

て、一元化されたコントロールが発動しにくいメカニズムとなっており、それぞれの研究組織の自律性を実現する大きな要因となっている。また、研究開発活動の拠点が地理的に分散し各地域が特色を出しつつ競い合っていることも関連する特徴である。

連邦政府自体の組織構成は複雑なものではない。高等教育行政と研究開発行政を担当する省は、1995年以來、BMBF（連邦教育科学研究技術省）に一元化されている。BMW（連邦経済省）が担当する中小企業向けの伝統技術分野の振興を除いて他の全ての民生分野の研究開発業務に関係した政策は、対象や領域によらず原則としてBMBFが統合的に所管している。したがって、米国のように科学技術にかかわる多様な課題を各省庁が分掌し、それぞれの分野の研究開発等を個別に進めていく体制とは対照的であり、この点に関しては一見分権的とは言えないように見える。しかし、ドイツでは地方分権が進められているためもともと連邦政府の影響力は小さく、また次に述べるように、BMBFを含む連邦政府より下のレベルにある“科学技術関連中間機構”の存在によって、垂直的にはBMBFと研究実施機関との関係は切れていて直接的に研究実施レベルにその権限は及んでいない。すなわち研究実施レベルにある特定の機関からみた場合、独立性の高い中間機構にある複数のファンディングソースから資金が提供されているため、その上部にあるBMBFに権限が一元化されているという理解はあたらない。なお、BMBFを含むいくつかの省にいわゆる行政目的に直結した試験研究機関がこれらとは別にそれぞれ付置されていることを付言する必要がある。

したがって、公的セクターにおける研究開発は、大学、連邦政府ないし州政府の省に所属する研究機関、および組織形態としては政府から独立した研究機関群によって行われている。最後のものは政府から機関助成を受ける半ば公的な組織であり、この種の研究機関が主要な位置を占めている点がドイツの研究開発システムの大きな特徴である。これらの研究機関はグループ化されており、それぞれのグループごとに、政府とこれらの研究機関の中間レベルに位置する組織（前記の中間機構）が存在している。中間レベルの組織とは、MPG（マックスプランク学術振興協会）、FhG（フラウンホーファー応用研究促進協会）、HGF（ヘルマン・フォン・ヘルムホルツ研究協会）、WBL（ブルーリスト科学共同体）、AiF（産業研究協会連合会）を指している。同様の中間レベルの組織は、政府と大学の間にも設けられている。DFG（ドイツ研究協会）がそれである。さらにBMBFの下で研究プロジェクトのファンディングの実務等を行うプロジェクト・エイジェンシー（Projektträger）も中間レベルの組織に含めることができる。これらの中間レベルの組織の性格や機能は一様ではないが、MPG、FhG、HGF、WBLは機関ベースのファンディングを中心とし、またプロジェクト・エイジェンシーとDFGはそれぞれ公的研究機関と大学にプロジェクトベースのファンディングを行い、AiFは中小企業へのプロジェクトベースの助成を任務としている。またプロジェクト・エイジェンシーでは政策形成にも寄与しており、このような中間機構の存在が政府の研究開発機関に対する直接的関与を最小限にとどめる役割を果たしている。一方、ドイ

ツの公的研究開発システムを水平的に見ると、これらの組織の存在によって、マックスプランク研究所は基礎科学を担い、フラウンホーファー研究所は応用研究を担うといった明確な機能分化がなされる構造となっている。

b. 研究者の自律性 (autonomy) の重視と信頼 (trust) に基づく研究実施レベルへの権限の委譲  
ドイツのパブリック・セクターにおける研究開発マネジメントの理想的特色は、trust と autonomy だと言われている。研究が科学技術の内在論理によって推進されるものである以上、研究者を信頼し、その自主性に委ねるのがベスト・マネジメントであると考えられる。英国のマネジメントシステムが「契約 (contract) に基づく下部機関 (組織) への委託」を基本としていることとこれは良い対照を成している。

しかしながら自律性の重視といっても、無チェックというわけではなく、上部機関による、ランダムサンプリングにより選出された対象者 (組織) やプロジェクトに対する精査であるとか、上部機関が任命する外部評価者による下部機関の定期的評価等が実施されている。また、次項で述べるように、同一階層の関連分野 (コミュニティ) に属する同僚や仲間内による相互評価や合意形成努力によっても自己規律が守られるようになっている。

このようなマネジメント・システムは、基礎科学分野には適しているが、原子力や宇宙開発といった長期・大型研究を含むニーズ指向研究分野には原理的に必ずしも適合しない。このことは、ドイツの公的研究機関のアクティビティを理解するうえで重要である。

### c. 階層ごとのコンセンサス形成 - コミュニティ・モデル

政策形成や実施に際し、省際レベル、各省レベル、中間機構レベル、研究実施機関レベル等の各階層において、それぞれ仲間内によるコンセンサス形成を図る努力がなされている。この意味で、ドイツのもう一つの特色をコミュニティごとの consensus であるとする考え方がある。この点を意識し、我が国の文化風土との類似性を指摘する意見もある。

さて、ドイツにおいて国家レベルの意思決定はどのような組織形態で行われているであろうか。最上位レベルの意思決定に影響を及ぼす機関としては、Wissenschaftsrat (学術評議会)、RFTI (研究・技術・イノベーション会議)、BLK (教育計画・研究振興連邦州委員会) 等がある。このうち学術評議会は次項でふれるとして、RFTI と BLK の概要をまとめておこう。

RFTI: Rat für Forschung, Technologie und Innovation (研究・技術・イノベーション会議)

RFTI は、連邦首相府に所属し、首相の諮問機関として 1995 年に設置された。その任務は、イノベーションに関わる重要な領域での潜在的応用、機会、障害、必要な行動について総合的なレポートを作成すること、新技術の受容を促すために未来に関する議論を主導すること、そして関係機関が自らの責任で行う行動に関する勧告の準備を行うことである。特定の課題を年に一つ程度取り上げ、それに関する審議を行い報告書を出すことが主要な活動であ

る。

RFTIは、もともと「産学官の対話の強化」に関する政府レポート(Drs.12/6934, 1995年)に基づいて設置されたため、その構成メンバーも科学者と政府関係者に加えて産業界、労働組合、等の代表を含んでいる。RFTIの構成員は、首相に指名された17名のコア・メンバーおよびテーマによって加えられる十数名のメンバーからなる。コア・メンバーは、各セクターを代表するように選ばれている。一方、課題ごとに選定されるメンバーは、BMBFの担当者が中心となって候補者のリストを作り、コア・メンバーが決める、という手続きで決められており、1995年12月の「情報社会」のレポート作成の際には課題メンバーは8名、1997年3月の「バイオテクノロジー」のレポートの場合には15名であった。

RFTIでとりあげるテーマは、RFTIのメンバーが提案する他に全ての省庁から広く候補を募り、それをBMBFの内部で3～6つほどに絞り、最終的にRFTIのコア・メンバーが決める。

RFTIの事務局は、連邦首相府に庶務的業務を行う事務局があるほか、BMBFに内容面を担当する実質的な担当者が2名ほどいる。また、BMBFではRFTIで扱うテーマに関連する部局の担当者がRFTIの運営にも関わる。

BLK: Bund-Länder-Kommission für Bildungsplanung und Forschungsförderung (教育計画・研究振興連邦州委員会)

BLKは、連邦政府と州政府との間で教育や研究に関する政策の調整や意見交換を行う機関であり、連邦大統領府に事務局が設置されている。研究振興に関する任務としては、研究政策の計画・決定について連邦政府と州政府との調整を図ること、研究振興に関する連邦と州政府の情報交換を行い、優先順位付けと勧告をすること、研究機関と研究振興機関への年間助成金について、連邦と州政府に対して提案をすることが定められている。委員構成としては、連邦政府の代表8名および各州政府1名ずつの代表から成る。評決権は連邦政府の代表が共同で16票を持ち、16の州政府の代表が1票ずつを持つ。議長は委員の中から1年ごとに選ばれる。なお、BLKには「教育計画」と「研究振興」の2つの下部委員会があり、さらにその下部にワーキング・グループないしワーキングパネルが設けられている。事務局としては、連邦大統領府に専任スタッフ26名より成る事務局が設置されている。

#### d. Scientific Community の権威

ドイツには、全国レベルのいわゆる科学アカデミーはない(州レベルでは一部にある)。とはいえ、研究機関や大学は、政府によるコントロールからは極めて独立性が高く、それらのあり方はScientific Communityを中心にして運営する自律的システムに委ねられている。そのための機関がWissenschaftsrat(学術評議会)である。

学術評議会は、連邦政府と州政府によって、1957年に諮問・勧告機関として設置された。

連邦政府および州政府との契約によって運営予算を受けており、連邦、州のいずれにも偏らない勧告を出すことを目的としている。

学術評議会は、英語では“Science Council”と標記されるが、英国のResearch Councilsのような予算配分や資金助成を行う機関ではない。高等教育機関および公的研究機関の整備および組織についての勧告を出すことが主たる役目であり、研究プロジェクトのようなレベルでの研究開発政策の策定は行わない。この勧告には法的拘束力があるわけではないが、影響は大きい。その影響力の由来をあえて挙げるなら、Scientific Communityを代表していること、およびその学問的見識の高さと勧告の内容の適切性によると考えられる。

学術評議会の意思決定を行う総会は、32名の科学委員と22名の運営委員の計54名によって構成され、年に4回開催される。科学委員のうち、24名は主要分野を代表する学界から、残り8名は産業界や労働界から選ばれドイツ連邦大統領が指名する。その選出は、学術評議会の現メンバーにより行われ、選出母体で選ばれるフランスの方式とは異なる。任期は3年で2期までと限定されている。運営委員は、連邦政府から6名、各州から1名ずつの16名の合わせて22名である。総会での決定は投票で行われ、総会のなかで科学委員と運営委員が対等になるように、また運営委員のなかでも州と連邦が対等になるように投票権が配分されている（連邦政府の代表6名が16票を持ち、州の代表は1票ずつが配分される）。

本部のスタッフメンバーは50名ほどで、うち20数名が科学ないしアカデミックなバックグラウンドを持っている。勧告やレポートのテーマは、BMBF、州政府、BLK、KMK（州教育文化省会議）から要求されることが多いが、学術評議会自体が独自に出す場合もある。テーマごとに10～20名程度のメンバーの専門委員会が設置され、各委員からワーキングペーパーが出され、それをスタッフメンバーが勧告のドラフトとしてまとめる。専門委員は、大学やMPGなどの研究機関の研究者が多く、若い研究者も混ぜるなど、バランスを重視して選ばれている。

#### (4) フランスの特徴

##### a. 権限の集中 (centralization) と実施レベルの自律性

1982年7月に、現在の科学技術システムを形作る法律（法律第82-610号）が制定され、その中で、政府全体の研究開発予算のしくみとしてBCRD: budget civil de recherche et développement technologique（研究・技術開発民生予算）という枠組みが設定され、これを研究・技術担当大臣が政府を代表して議会で弁論することとなった。このBCRDでは、研究・技術担当大臣は、自らの所管する機関の研究開発予算だけでなく、他の大臣が権限を持つポートフォリオの中の研究開発に関わる部分までをあわせて調整する権限を有している。一方、個々のミッションを持つ省では、その大臣が監督権限を行使するなどして関係する機関（たとえば、エネルギー分野におけるCEA: Commissariat à l'Énergie Atomique（原子力庁）や

宇宙分野における CNES: Centre National d'Études Spatiales ( 国立宇宙研究センター ) ) へ配分される予算を除いて 独自の政策を展開するための研究開発予算をあまり持たない状況になっている .

また , 研究・技術担当大臣の事務局として研究・技術を担当する省も置かれるようになり , 1982 年以降 , 専ら研究・技術のみの担当 , あるいは産業または教育といった任務を合わせ持つ大臣および省が置かれるようになった .

さらに , 法律第 82-610 号に基づいて , 公的な研究開発機関については新たな設置形態に置き換えられるようになった . すなわち , 各機関は財務上・運営上の自律性を有し法人格を有する établissement public ( 公施設 ) という形態 ( とくに , 研究開発実施機関については , EPST: établissement public à caractère scientifique et technologique ( 科学的・技術的性格公施設 ) または EPIC: établissement public à caractère industriel et commercial ( 産業的・商業的性格公施設 ) ) となった . これら各研究公施設は , それを所管する省 ( 単独であったり共管であったりする ) からの厳重な監督を受けてはいるものの , 実質的にも , 法律に規定されているように財務上・運営上の自律性を有しているようである . ただし , 研究公施設に対して政府から配分される予算の約 8 割を人件費が占める ( 後述の CNRS の場合 ) ため , 人員に関する財務担当省の監督は非常に厳しいとされる .

研究公施設は , とくに従業員から選出された代表者と労働界・経済界を代表する人々を含んで構成される conseil d'administration( 経営会議 ) によって運営されると法律に規定されており , 加えて , conseil scientifique ( 科学会議 ) や instances d'évaluation ( 評価機関 ) が置かれることが規定されている .

また , 評価という側面ではあるが , 研究公施設の運営にあたっては , たとえば , CNRS: Centre National de la Recherche Scientifique( 国立科学研究センター ) における Comité National de la Recherche Scientifique ( 科学研究全国委員会 ) のように , 従業員を含む研究者・技術者等の代表者からなる機関が重要な役割を担っている .

このように , 現在のフランスにおける科学技術行政は , 他のミッションをもった省との関係で言えば , 研究・技術担当大臣あるいはその省に権限が集中しているものの , 政策執行・研究開発実施機関においては自律性をもって運営されており , トップダウン的な戦略の形成・執行が行われ難い体制となっているといえよう . さらに , 大臣・研究公施設の経営会議議長・総長・部門長・従業員は , その各々のレベルによって思惑の違いがあり , これが様相をさらに複雑にしているように思われる .

b. 専門家の支援する代表民主性 ( 参加型 ) - ギャランター・モデル ( 左派政権 ) 対 専門性重視 ( 任命型 ) - プロフェッショナル・モデル ( 右派政権 )

フランスにおいて助言や評価・勧告を行う機関のメンバーの構成を見てみると , 各界の代

表者として加わっている人が多いことに気づく。たとえば、後述する研究担当大臣の諮問機関である CSRT: Conseil Supérieur de la Recherche et de la Technologie (研究技術高等会議)の委員は、各セクターの代表者として多く選ばれている。また、研究公施設の評価を行う CNER: Comité National d'Évaluation de la Recherche (研究評価全国委員会)は、経済・社会・文化・科学の領域において専門能力を有する個人以外に、CNRSと Académie des Sciences(科学アカデミー)からのリストに基づく科学技術コミュニティの代表、Conseil d'État(国務院、コンセイユ・デタ；行政最高裁判所的役割と法制局的役割を果たす機関)および Cour des Comptes (監査院)からのメンバーで構成されている。

さらに、先に述べた CNRS の経営会議の場合、議長(現在は高等教育機関の出身である)、法定メンバー(研究担当省と財務担当省からの計3名)以外に、科学的・経済的専門能力という理由で任命されたメンバー、労働界の代表者として任命されたメンバー、それから、従業員による選挙によって得票が多かった syndicat (サンディカ；共通の職業的利益の防衛のために構成された組合；サンディカの種類の一部として労働組合がある)から送り出された従業員の代表者から構成されている。加えて、科学研究全国委員会の場合も、各セクションの委員の2/3は、従業員および CNRS に関係する機関に属する者から構成される3つのランクの5つの collège (コレージュ；選挙人団)から選出されており、したがって、科学研究全国委員会での評価は、ピア・レビュー、すなわち、専門家による同僚の評価となっている。

一方、まったく専門能力を有する個人の資格としての委員だけで構成される機関がないわけではない。たとえば、CSRT の前身で、1982年まで政府の民生研究予算の配分案や研究実施体制に関する政策文書に対する答申を行っていた CCRST: Comité Consultatif de la Recherche Scientifique et Technique (科学的・技術的研究諮問委員会)は、科学的・技術的研究あるいは経済に関して専門能力を有する個人という資格で任命されていた。また、1995年に設置されて現在は休止中の、後述する COS: Comité d'Orientation Stratégique (戦略的オリエンテーション委員会)の委員についても、科学コミュニティおよび経済・社会界で活躍中で、能力があり、研究に対して利益があるとみなされる人が個人という資格で任命されていた。また、必要に応じて、外部の専門家に支援を求めることも可能となっていた。これらは、対象の専門性を重視して、政権自ら専門家を任命し、政策課題への検討を依頼したものである。

1958年から現在までの間、途中、コアピタシオン(保革共存)があつて大統領と首相の基盤とする母体が異なって政権の性格を同定したり、法律によって科学技術の行政体制が規定されていたりするので、単純に助言・評価・勧告機関の特徴を政権と関係づけて議論することは困難であり、また危険でもあろう。しかし、敢えて言うのであれば、左派政権の際には、参加型のギャランター・モデルが、右派政権の際には、任命型のプロフェッショナル・モデルが取られていたと見ることができる。de Gaulle(ド・ゴール)政権下において設置さ

れ、1958年に第5共和制になって以後もしばらく続く右派政権で活用されたCCRSTは、そのメンバーは個人としての資格で任命された。ところが、1981年に社会党のMitterand(ミッテラン)が大統領となってからの左派政権では、科学技術に関しても法律第82-610号等によってその体制に大きな変更が加えられ、たとえば、助言機関についてみても、CCRSTはCRSTに実質上は置き換えられた。また、いくつかの評価機関が、左派政権下で新たに設置された。これらの機関のいずれもが、そのメンバーの多くを各界の代表者から充てるようになっていた。さらに、今度は、1995年に第2次コアビタシオンの右派のBalladur(バラデュール)政権下で設置され、Chirac(シラク)大統領の下でのJuppé(ジュペ)政権まで活用され、第3次コアビタシオンの左派のJospin(ジョスパン)政権になってからは休止しているCOSは、やはり個人の資格でメンバーが任命されている助言機関である。このように、政権が左派であるか右派であるかにより、行政のあり方に関する考え方の違いがあって、助言機関等のメンバー構成に対するアプローチが異なるのがうかがえる。

## 4. 各国科学技術関係会議の概要

日本の「科学技術会議」が果たす任務に相当する主要諸外国の助言機関および省際調整機関を取り上げ、その各々についてほぼ以下 a, b に示す項目ごとにその特徴を整理して個別に記した。また、表 2 および表 3 には、これらの項目の要点をまとめている。

### a. 助言機関

- ・ 設置者 - 誰がこの機関に諮問しこの機関はその諮問に対して誰に答申するか、あるいは、この機関は誰に対して助言(advise)・報告(report)を行うか。
- ・ 設置機関 (通常は、設置者の直接的な実務を補佐する機関の内部に置かれるか、あるいはそれらの補佐機関によって事務局が提供されるであろう。)
- ・ 設置根拠
- ・ 任務 [ 設置根拠の対応する条文の番号等 ]
- ・ 委員構成 [ 設置根拠の対応する条文の番号等 ]
  - 議長
  - 副議長
  - 委員
- ・ 委員の資格 (個人の資格か、それとも団体・機関等の代表としての資格か) [ 設置根拠の対応する条文の番号等 ]
- ・ 議長・副議長の選出方法 (あらかじめ設置根拠の中に定められているか、それとも、委員全体を選定した後、委員の互選により選出されるのか。)[ 設置根拠の対応する条文の番号等 ]
- ・ 委員の任期・再任の可否 [ 設置根拠の対応する条文の番号等 ]
- ・ 事務局 (当該機関の運営に対応する直接的なもののみ)
- ・ 開催頻度
- ・ その他 (下部組織、最近の活動状況等)

### b. 省際調整機関

- ・ 設置機関 (通常は、設置者の直接的な実務を補佐する機関の内部に置かれるであろう。)
- ・ 設置根拠
- ・ 任務 [ 設置根拠の対応する条文の番号等 ]
- ・ 委員構成 [ 設置根拠の対応する条文の番号等 ]
  - 議長
  - 副議長

表2 主要各国の助言機関

国	アメリカ	イギリス	ドイツ
機関名	PCAST 大統領科学技術顧問委員会	Foresight Steering Group フォーサイト運営グループ	RFTI 研究・技術・イノベーション会議
設置者	大統領	首相	政府レポート（1995年）
設置根拠	行政命令（1993年）	ホワイト・ペーパー（1993年）	イノベーションに関する重要な領域での、潜在的応用・機会・障害・必要な行動についての総合的なレポートを作成；新技術の需要を促進させる議論の主導，関係機関による行動に関する勧告の準備
任務	科学技術に含まれている問題および国家目標作成の際の科学技術の役割について大統領に助言；NSTCの活動中，民間部門（非連邦政府部門）の参加を確保する際，NSTCを補佐	U.K.の科学技術を維持・発展させ，U.K.の科学技術の国家の富と生活の質への寄与を最大化させるといふ目的をもって，U.K.における科学技術のための戦略的政策と枠組みに関して，首相に助言	「フォーサイト・プログラム」の運営をモニターし，将来の戦略について助言
委員構成	19名	16名	17名（コアメンバー）+ 課題ごとのメンバー
議長	科学技術担当大統領補佐官とJohn A. Young（共同議長）	科学技術担当閣内大臣（貿易産業大臣）（なお，副議長は，CSAが務める。）	司会：連邦教育科学技術大臣
委員	17名：非連邦部門（産業界，大学，研究機関等）	14名：学界・産業界・金融界および公益提供者，U.K.全体を代表するように。	連邦教育科学技術大臣等連邦政府関係者，州政府代表，科学者，産業界，労働組合
委員の資格	個人として	個人として	個人として
議長の選出方法	科学技術担当大統領補佐官は，行政命令に指定；もう一人の議長は，委員の中から大統領が選任	[ あらかじめ定められている。 ]	[ あらかじめ定められている。 ]
委員の任期	[ 不明 ]	[ 規定なし ]	[ 規定なし ]
事務局	OSTPのPCAST担当	OST	連邦首相府，BMBF
開催頻度	年4回	[ 不明 ]	年4回（「情報社会」のレポートの場合）
その他	課題によりパネルが設置される	サブグループを設置してもよい	16のパネルを設置；3つのグループも設置

表2 主要各国の助言機関（続き）

国	フランス		研究担当大臣
	CSRT 研究技術高等会議	CNESR 高等教育研究全国会議	
機関名	COS 戦略オリエンテーション委員会		研究担当大臣
設置者	研究担当大臣	国民教育担当大臣（当時）	研究担当大臣
設置根拠	法律（1982年）、デクレ（1982年）	法律（1984年）、デクレ（1989年）	デクレ（1995年）
任務	研究開発民生予算の活動カテゴリー間の配分、政府の研究・技術開発活動に関する年次報告、科学・技術の状況の見通しと分析の報告、公的研究機関の創設等について答申	大学およびグランゼコールに託されたミッション（とくに、高等教育のまとまりを保証する政策、複数年契約の全体的な方向付け、設備等の配分）に関する諮問に答申	政府の選択肢を明らかにすることを可能にし、ながら中長期見通しの考察を示し、研究・技術開発に関して国の政策の一貫性を保証する役割を担い、戦略的重要性を帯びるあらゆる諮問に答申
委員構成	40名（議長を除く） 研究担当大臣	61名（議長を除く） 国民教育担当大臣またはその代理人	15名 委員の中から任命される
委員	40名：科学技術界、研究セクター、労働界、生産・社会・文化界等多種の範疇の代表等	61名：大学・グランゼコールのスタッフ・学生、各種の重要な利害関係者の代表	15名：科学界および経済・社会界から
委員の資格	団体・機関等の代表と個人資格者の混合	団体・機関および職能集団等の代表として	個人として
議長の選出方法	[ あらかじめ定められている。 ]	[ あらかじめ定められている。 ]	[ とくに詳細な規定はない。 ]
委員の任期	2年、1度だけ再任可能	4年（学生は2年）、連続再任禁止	4年、連続再任禁止・2年で半数を更新・
事務局	研究担当省	国民教育担当省	研究担当省
開催頻度	少なくとも年4回	少なくとも年3回	少なくとも年2回
その他	個々の課題ごとに委員会やアドホック・グループを構成	常任部、常任科学委員会を設置	現在の政権に交替してから休止中

表3 主要各国の省際調整機関

国	アメリカ	イギリス	SEBCC
機関名	NSTC 国家科学技術会議	EASO 科学技術内閣委員会	科学工学基礎調整会議
設置根拠	行政命令（1993年）	フォーサイト・プログラム監査報告書（97年）[不明]	[不明]
任務	科学技術政策形成過程の調整；科学技術政策決定・プログラムの大統領の目標と無矛盾であることの確保；連邦政府横断の大統領の科学技術政策課題の統合の支援等	ホワイトホール・フォーサイト・グループからの進捗報告をレビューし、必要に応じて必要ときに「フォーサイト」の展開と発表に關連する他のイシューについて熟考する。	デュアル・サポート・システムの中心において、科学技術基礎の維持のために必要な関係諸機関のあいだの調整を着実に行う。
委員構成	25名 大統領（代理：科学技術担当大統領補佐官） 副大統領、国防、内務、農務、商務、労働、厚生、運輸、エネルギー、教育、財務各省長官；OMB長官，EPA長官，CIA長官，EPA長官，ACDA長官，NASA長官，NSF長官，NIH長官等； 経済顧問会議議長；国家安全保障・科学技術担当・経済政策担当・国内政策担当大統領補佐官	最低8名 科学技術担当閣外大臣 すべての省に開かれているが、最小限次の省からの代表者を含む：大蔵、環境運輸地域、教育雇用、保健、北アイルランド、スコットランド、ウェールズ	[不明]
事務局	OSTPのNSTC担当	OSTと内閣府（共同で提供する）	OSTのSEBG
開催頻度	年1回	[不明]	[不明]
その他	常設委員会（5委員会）とワーキンググループがある		

表3 主要各国の省際調整機関（続き）

国	イギリス	ドイツ	フランス
機関名	Whitehall Foresight Group ホワイトホール・フォーサイト・グループ	BLK 教育計画・研究振興連邦州委員会	CIRST 科学的・技術的研究関係閣僚委員会
設置根拠	[ 不明 ]	連邦政府と州政府の合意（1970, 71, 75年）	デクレ（1975年）（起源は1958年のデクレ）
任務	「フォーサイト」プログラムを支持して各省の活動を調整し、とくにプログラムの作業への寄与，政府への勧告の検討等に対して各省が有効な準備を整えることを保証；大臣に対して定期的な進捗報告を提出	研究政策の計画・決定についての調整；研究振興に関する情報交換について優先順位付けと勧告；研究機関・研究振興機関への年間助成金について提案	研究担当大臣が，科学的・技術的研究に関する政策を調整する際に，それについて討議する．
委員構成	17名	24名	23名（1996年の場合）
議長	OST-TDSTGからのメンバー	委員の中から1年ごとに選出	首相，またはその代理として，研究担当大臣
委員	次の組織からのメンバー；OST（2名，議長を連邦政府代表8名，16の州政府代表各1名を含む），貿易産業（2名），大蔵，教育雇用，外務連邦，北アイルランド，国防，スコットランド，ウエールズ，環境運輸地域，農業漁業食糧，文化メディアアスポーツ，国際開発，保健各省；保健安全部	16の州政府代表が各1票をもつ．	法務，国民教育研究技術，国防，設備住宅運輸観光，外務，労働社会，内務，経済財務，環境，文化，産業郵政通信，農業漁業食品産業，領土整備都市統合，中小企業商業手工業，公職国家改革分権化担当大臣；住宅，協力，予算，郵政通信宇宙各担当大臣；研究，運輸，保健社会保障各内務長官
事務局	OSTのTDSTG	連邦大統領府（専任スタッフ26名）	[ 不明 ]
開催頻度	[ 不明 ]	[ 不明 ]	[ 不明 ]
その他		「教育計画」と「研究振興」の2つの下部委員会があり，さらにその下部に，ワーキンググループまたはワーキングパネルがある	1982年より中断しており，1996年に一度だけ再開されて開催された．

註：イギリスのEA（経済閣僚委員会）およびドイツのInterministerielle Ausschuß für Wissenschaft und Forschung（科学・研究関係閣僚委員会）も省際調整機関であるので，本表に含められべきであるが，閣僚委員会が多いため，本表からは除外した．

- 委員
- ・ 事務局（当該機関の運営に対応する直接的なもののみ）
- ・ 開催頻度
- ・ その他（下部組織，最近の活動状況等）

#### NSTC: National Science and Technology Council（国家科学技術会議）

- ・ 設置根拠
 

1993年11月23日に，Executive Order（大統領令（行政命令））第12881号により設立された．
- ・ 任務
 

NSTCは省庁間にまたがる省際的課題についての政策形成と実施の両面の調整を行う．その主要な任務は，科学技術政策形成プロセスを調整すること，科学技術政策決定およびプログラムが大統領の目標と矛盾のないことを確保すること，連邦政府横断の大統領科学技術政策議題の統合を支援すること，科学技術が連邦政策およびプログラムの展開と実施に考慮されることを確実にすること 科学技術の国際協調を促進することである 科学技術担当大統領補佐官は，この機能の実行のために必要，あるいは適当と思われる行動を行う．全行政省庁は，NSTCを通じて科学技術政策を調整しなければならず，NSTCと共に研究開発予算要求に関する情報を共有しなければならない．NSTCは，国家目標に影響を及ぼす研究開発予算に関する行政管理予算局長官の勧告に従って展開しなければならない．さらに，NSTCは，政府機関の研究開発予算提案に関して，行政予算管理局長官に助言を行わなければならない．科学技術担当大統領補佐官は，適当な場合に，経済政策担当大統領補佐官，国内政策担当大統領補佐官，行政管理予算局長官，および国家安全保障顧問と共に作業を行うことができる[大統領令第12881号第4部]．[最近の会議の紹介文書によると，『情報技術および保健研究から，輸送システム改善および基礎研究強化までの幅広い領域におよぶ連邦政府科学技術投資のための明快な国家目標を確立すること．多角的な国家目標を達成することを狙いとした投資政策を形成するために，連邦政府機関を横断して調整された研究開発戦略を作成することである』とされている．]
- ・ 委員構成
  - 議長
 

大統領（しかし，これまでに1回のみのお出席である．科学技術担当大統領補佐官が代理を務める．）
  - 委員
    - 副大統領
    - 国務長官

国防省長官  
内務省長官  
農務省長官  
商務省長官  
労働省長官  
厚生省長官  
運輸省長官  
エネルギー省長官  
教育省長官  
行政管理予算局長官  
中央情報局長官  
経済顧問会議議長  
環境保護庁長官  
航空宇宙局長官  
国立科学財団長官  
国家安全保障担当大統領補佐官  
科学技術担当大統領補佐官  
経済政策担当大統領補佐官  
国内政策担当大統領補佐官  
国立衛生院長官  
軍備統制軍縮局長官  
財務省長官（1998年4月17日付けで新規委員となった。）

- ・ 事務局

科学技術政策局 NSTC 担当

- ・ 開催頻度

年1回

- ・ 下部機構

常設委員会と特別ワーキンググループがある。

- 常設委員会（5委員会）[ 設立当初は，9委員会 ]

環境天然資源委員会

国際科学・工学・技術委員会

国家安全保障委員会

科学委員会

技術委員会

各委員会は，関連省庁機関の委員と科学技術政策局の委員で構成される．議長については，関連省庁機関の代表副長官および科学技術政策局次官が共同議長を務める．各委員会の下部には，小委員会，特別ワーキンググループが編成される．

- 特別ワーキンググループ（現在活動中のもの）

Interagency Working Group on Federal Laboratory Reform（連邦研究機関改革庁際ワーキング・グループ）

Interagency Working Group on Health Preparedness for and Readjustment of Veterans and their Families after Future Deployment（将来の軍備展開後の退役軍人およびその家族のための保健の準備および再調整に関する庁際ワーキング・グループ）

**PCAST:** President's Committee of Advisors on Science and Technology（大統領科学技術顧問委員会）

・ 設置根拠

1993年11月23日に，Executive Order（大統領令（行政命令））第12882号により設立された．大統領への助言ルートには，顧問委員会の議長より直接行う方法と，科学技術担当大統領補佐官を通して行う方法の2通りがある．

・ 任務

科学技術に含まれている問題および国家目標達成の際のそれらの役割に関して大統領に助言すること，国家科学技術会議の活動の中で民間部門（非連邦政府部門）の参加を確保する際に，国家科学技術会議を補佐することである．

・ 委員構成

19名で構成される．[大統領令によると16名であり，任命時には18名になり，その後さらに1名が追加された．]

- 議長（共同議長）

科学技術担当大統領補佐官

John A. Young（元 Hewlett-Packard 社長兼 COE）

- 委員（議長を除く17名）

Norman R. Augustine (Vice Chairman of the Board and CEO, Lockheed Martin Corporation)

Francisco J. Ayala (Donald Bren Professor of Biological Sciences, Professor of Philosophy, University of California, Irvine)

John M. Deutch (Professor, Department of Chemistry, Massachusetts Institute of Technology)

Murray Gell-Mann (Professor, Santa Fe Institute, R.A. Millikan Professor Emeritus of Theoretical Physics, California Institute of Technology)

David A. Hamburg (President, Carnegie Foundation of New York)

John P. Holdren (Teresa and John Heinz Professor of Environmental Policy, John F. Kennedy School of Government, Harvard University)

Diana MacArthur (Chair and CEO, Dynamac Corporation)

Shirley M. Malcom (Head, Directorate for Education and Human Resources Programs, American Association for the Advancement of Science)

Mario J. Molina (Lee and Geraldine Martin Professor of Environmental Science, Massachusetts Institute of Technology)

Peter H. Raven (Director, Missouri Botanical Garden, Engelmann Professor of Botany, Washington University in St. Louis)

Sally K. Ride (Director, California Space Institute, Professor of Physics, University of California, San Diego)

Judith Rodin (President, University of Pennsylvania)

Charles A. Sanders (Former Chairman, Glaxo-Wellcome Inc.)

David E. Shaw (CEO, D.E. Shaw and Co.)

Charles M. Vest (President, Massachusetts Institute of Technology)

Virginia V. Weldon (Senior Vice President for Public Policy, Monsanto Company)

Lilian Shiao-Yen Wu (Member, Research Staff Thomas J. Watson Research Center, IBM).

- 委員の資格

個人としての資格である。民間部門（産業界，大学，研究機関など）の有識者の中から大統領が任命する。

- 議長の選出方法

議長の一人は，科学技術担当大統領補佐官であって，大統領令に指定されている。なお，科学技術大統領補佐官は，科学技術政策局長官であるので，長官の選任には，大統領が指名し，議会上院の認証を得る必要がある。もう一人の議長は，John A. Young であり，大統領が任命した委員の中から大統領が選任する。

- 委員の任期・再任の可否

[ 不明。大統領の交替により，助言機関の位置づけが変わる。 ]

- 事務局

科学技術政策局 PCAST 担当

- 開催頻度

年 4 回

- その他

課題により Panel ( パネル ) が設置される。Panel のメンバーの構成は次のとおりである：

- 議長  
PCAST 委員より選出される。
- 委員  
PCAST 委員からの代表者数名，および外部専門家により構成される。

#### EA: Ministerial Committee on Economic Affairs ( 経済閣僚委員会 )

イギリスの Ministerial Committee ( 閣僚委員会 ) や Cabinet Committee ( 内閣委員会 ) については，その名前すら最近まで公開されておらず ( Major 政権の際にやっと公開された ) ，内容についてもあまり公表されていないので，その詳細について知ることは難しい。1995 年頃までは，EDS: Ministerial Committee on Science and Technology ( 科学技術閣僚委員会 ) があったが，これが EDC: Ministerial Committee on Competitiveness ( 競争力閣僚委員会 ) に吸収され，さらに EA に変更された，と言われている。通常の Cabinet ( 閣議 ) は，主として口頭での報告を基にして進行されるのに対して，閣僚委員会は，文書を詳細に検討することを通して進行される。

- ・ 設置根拠

[ 不明。ただし，首相が，新しい White Paper ( ホワイト・ペーパー，白書 ) を起草する必要があったり，特定分野での新たな政策を展開するために生じる特定の問題に対処するために，新たな閣僚委員会を設置することができる。]

- ・ 任務

[ 不明 ]

- ・ 委員構成

- 議長
- 委員

[ 不明 ]

- ・ 事務局

Cabinet Office ( 内閣府 )

- ・ 開催頻度

[ 不明 ]

- ・ その他

参考のために，EDS: Ministerial Committee on Science and Technology ( 科学技術閣僚委員会 ) が存続していた当時の委員の構成について，以下に示す。なお，この時点においては，Chancellor of the Duchy of Lancaster ( ランカスター公領大臣 ) が科学技術担当閣内大臣であったことに注意を要する。

- 議長  
首相
- 委員  
外務大臣  
貿易産業大臣  
運輸大臣  
国防大臣  
農業漁業食糧大臣  
環境大臣  
ランカスター公領大臣  
スコットランド大臣  
教育大臣  
保健大臣  
大蔵主席国務大臣  
(これらはいずれも閣内大臣である。)
- 出席者  
CSA: Government's Chief Scientific Adviser (政府首席科学顧問官)

#### **Ministerial Foresight Group (閣僚フォーサイト・グループ)**

- 設置根拠  
1997年10月にOSTより公表された*Report on the Whitehall Audit of the Foresight Programme* (フォーサイト・プログラムのホワイトホール監査に関する報告書)の paragraphs 23–25 (パラグラフ 23–25) および Annex D (付録D) に示されている。
- 委託の条件 (権限)  
Whitehall Foresight Group (ホワイトホール・フォーサイト・グループ) からの進捗報告をレビューし, 必要に応じて必要なときに, 「フォーサイト」の展開と発表に関連する他のイシューについて熟考する。
- 委員構成
  - 議長  
現在の Minister of State for Industry, Energy and Science, Department of Trade and Industry (産業貿易省 産業・エネルギー・科学担当閣外大臣)。これは, 科学技術担当の閣外大臣を意味する。
  - 委員  
グループのメンバーシップは, すべての省に開かれているが, 最小限, 次の省からの

代表者を含むこととなっている：

大蔵省

環境運輸地域省

教育雇用省

保健省

北アイルランド省

スコットランド省

ウェールズ省

- ・ 事務局

[ 現段階では不明であるが、おそらく OST の TDSTG: Transdepartmental Science and Technology Group ( 各省横断科学技術部門 ) の中の Foresight Directorate ( フォーサイト局 ) が行うことになる。 ]

- ・ 開催頻度

[ 現段階では不明である。常設のグループではなく、アドホックなグループであると位置づけられている。 ]

**EASO: Cabinet Committee on Science and Technology ( 科学技術内閣委員会 )**

- ・ 設置根拠

[ 不明。 *Trade and Industry: The Government's Expenditure Plans 1998-1999* ( 貿易・産業：1998-1999 年度政府支出計画 ) ( Cm 3905 ) の paragraph 12.4 に記載が見られる。 ]

- ・ 権限

EA: Ministerial Committee on Economic Affairs ( 経済閣僚委員会 ) に対して科学技術政策に関して助言する。

- ・ 委員構成

- 議長

CSA: Government's Chief Scientific Adviser ( 政府主席科学顧問官 )

- 委員

すべての省の Chief Scientist ( 主席科学官 ) またはそれと同等な人

- ・ 事務局

OST と Cabinet Office ( 内閣府 ) が共同で事務局を提供する。

- ・ 開催頻度

[ 不明 ]

SEBCC: Science and Engineering Base Coordinating Committee (科学工学基盤調整会議)

・ 設置根拠

1993年5月に公表されたWhite Paperである*Realising our Potential: A Strategy for Science, Engineering and Technology* (潜在力の実現: 科学・工学・技術のための戦略) (Cm 2250) の paragraph 3.48 (パラグラフ 3.48) に示されている。

・ 任務

[ 正確には不明であるが , *Progress through Partnership: Report from the Steering Group of the Technology Foresight Programme 1995* (パートナーシップを通じた前進: 技術フォーサイト・プログラム運営グループからの報告書 1995) の paragraph 5.23 (パラグラフ 5.23) に見られる記述やその他の資料より, 次のようなことが示されている。科学工学基盤, すなわち, 大学とリサーチ・カウンシルの研究施設における研究と大学院学生の訓練の収容能力が, 「フォーサイト」で得られた所見を推し進める決定的な役割を果たしている。これらの科学技術基盤を維持する責任は, Higher Education Funding Councils (高等教育資金配分会議) を通す教育担当省と, Research Councils (リサーチ・カウンシル, 研究会議) を通す OST (科学技術庁) にある。よって, このデュアル・サポートのシステムの中において, 科学工学基盤の維持のために必要な関係諸機関のあいだの調整を着実に行うことを任務としている。]

・ 委員構成

- 議長

CSA: Government's Chief Scientific Adviser (政府首席科学顧問官)

- 委員

DGRC, 4か国の教育担当省・部の代表者, Research Councils (リサーチ・カウンシル, 研究会議) および Higher Education Funding Councils (高等教育資金配分会議) の Chief Executives (これらの機関の行政執行の最高責任者) から構成される。なお, 4か国の教育担当省・部とは次のとおりである:

DfEE: Department for Education and Employment (教育雇用省; イングランド担当)

SOEID: The Scottish Office Education and Industry Department (スコットランド省教育産業部)

Welsh Office Education Department (ウェールズ省教育部)

DENI: Department of Education for Northern Ireland (The Northern Ireland Office) (北アイルランド省北アイルランド教育部)

また, 資金配分を行う研究会議および高等教育資金配分会議は, 次のとおりである:

BBSRC: Biotechnology and Biological Sciences Research Council (バイオテクノロジー生物科学研究会議)

ESRC: Economic and Social Research Council ( 経済社会研究会議 )  
EPSRC: Engineering and Physical Sciences Research Council ( 工学物理科学研究会議 )  
MRC: Medical Research Council ( 医学研究会議 )  
NERC: Natural Environment Research Council ( 自然環境研究会議 )  
PPARC: Particle Physics and Astronomy Research Council ( 素粒子物理学天文学研究会議 )  
HEFCE: Higher Education Funding Council for England ( イングランド高等教育資金配分会議 )  
SHEFC: Scottish Higher Education Funding Council ( スコットランド高等教育資金配分会議 )  
HEFCW: Higher Education Funding Council for Wales ( ウェールズ高等教育資金配分会議 )  
DENI: Department of Education for Northern Ireland ( 北アイルランド省教育部 ; 北アイルランドの場合 , 国内の高等教育機関数がわずかなため , 他の3国のような独立機関としての高等教育資金配分会議は存在しないが , DENI が , 他の高等教育資金配分会議との連携を図りながら高等教育資金配分機関としての機能を果たしている . )

- ・ 事務局

OST の SEBG: Science and Engineering Group ( 科学工学基盤部門 ) が行う .

- ・ 開催頻度

[ 不明 ]

### **Whitehall Foresight Group ( ホワイトホール・フォーサイト・グループ )**

- ・ 設置根拠

[ 不明 ]

- ・ 委託の条件 ( 権限 )

「フォーサイト ( プログラム )」を支持して各省の活動を調整し , とくに , 「フォーサイト ( プログラム )」の作業へ寄与 , 政府に対してなされた勧告の検討 , 普及・理解の促進といったことに対して適切に , 各省が有効な準備を整えることを保証する . また , 大臣に対して , 「フォーサイト ( プログラム )」の経済と生活の質に与えるインパクトのアセスメント ( 事前評価 ) を含む , 定期的な進捗報告を提出する .

- ・ 委員構成

1997年10月にOSTより公表された *Report on the Whitehall Audit of the Foresight Programme* ( フォーサイト・プログラムのホワイトホール監査に関する報告書 ) を受けて , 委員構成

の見直しも行われた。1998年5月現在、グループのメンバーを出している組織は次のとおりである：

- 議長

OST, TDSTG: Transdepartmental Science and Technology Group ( 科学技術庁各省横断科学技術部門 )

- 委員

OST, Foresight Directorate ( 科学技術庁フォーサイト局 )

DTI, Competitiveness Unit ( 貿易産業省競争力ユニット )

DTI, Technology and Standards Directorate ( 貿易産業省技術・標準局 )

大蔵省

教育雇用省

外務連邦省

北アイルランド省

国防省

スコットランド省

ウエールズ省

環境運輸地域省

保健安全部 (Health and Safety Executive)

農業漁業食糧省

文化メディアスポーツ省

国際開発省

保健省

・ 事務局

OST の TDSTG: Transdepartmental Science and Technology Group ( 各省横断科学技術部門 )  
の中の Foresight Directorate ( フォーサイト局 ) が行う。

・ 開催頻度

[ 不明 ]

**CST: Council for Science and Technology ( 科学技術会議 )**

CST は、首相の代理で議長を務める Cabinet Minister for Science and Technology ( 科学技術担当閣内大臣 - 現在では、貿易産業大臣がこれに相当する ) を通して首相にレポートを提出する。

・ 設置者

首相

- ・ 設置機関

独立した機関

- ・ 設置根拠

1993年5月に公表された White Paper である *Realising our Potential: A Strategy for Science, Engineering and Technology* (潜在力の実現：科学・工学・技術のための戦略) (Cm 2250) の paragraph 1.18 (パラグラフ 1.18) の(3)に示されている。

- ・ 任務

1. U.K.の科学技術を維持・発展させ、U.K.の科学技術の国家の富の創造と生活の質への寄与を最大化させるという2つにアーチをかける目的をもって、U.K.における科学技術のための戦略的政策と枠組みに関して、首相に助言する。

2. 以下の事項についてレビューの下に置き、それらを改善させる方法の勧告を行うという中核的なタスクに、中長期の戦略的アプローチを取る：

i. 現行のおよび将来の国家的必要や機会と関連づけて、U.K.(公的セクター、民間セクター)の科学技術におけるパフォーマンス

ii. 高等教育機関における研究のための資金準備を含む、公的に支援される科学技術のための資金準備の総体的なインパクト

iii. 富を創造し生活の質を向上させるための、民間・政府・公的サービスによる科学技術の有効な使用と開拓

iv. U.K.の国内的科学技術活動と国際的科学技術活動のあいだのシナジーと、U.K.が科学技術共同研究からより多くの利益を得るための範囲

3. 政府が助言を求める、国家的重要性のあるより特定の戦略的イシューについても扱う。

[ The Council for Science and Technology (1998年3月13日付のプレス・リリース P/98/199 に添付された資料)]

- ・ 委員構成

首相が、会議への委員の任命に対して責任を負う。

- 議長

Cabinet Minister for Science and Technology (科学技術担当閣内大臣 - 現在では、貿易産業大臣がこれに相当する) on behalf of the Prime Minister (首相の代理として)

- 副議長

Government's Chief Scientific Adviser (政府首席科学顧問官)

- 委員

独立したメンバーが、学界・産業界・金融界において活躍する非常にシニアで広くその尊敬を払われている人々および公益提供者から引き抜かれる。U.K.全体を代表する

ようにし、広範なコンサルテーションを行った後、各人の価値(merit)と専門知識(expertise)を基に任命される。

現在、委員の数は14名である。なお、独立したメンバーの役職や組織は資料に示されているが、各人の価値(merit)と専門知識(expertise)を基に任命されており、たとえば、単純に「産業界#名、学界#名」というように区分するのは困難である。

[ The Council for Science and Technology ( 1998年3月13日付のプレス・リリースP/98/199に添付された資料 ) ]

- ・ 委員の資格

独立した個人としての資格

委員は(後述するサブグループの非CST委員も含めて)外国からの適切な専門家を含んでも構わない。

- ・ 議長・副議長の選出方法

議長・副議長は、あらかじめ定められている。

- ・ 委員の任期・再任の可否

規定はない。

- ・ 事務局

OST

- ・ 開催頻度

[ 現段階では不明である。 ]

- ・ その他(下部組織、最近の活動状況等)

委員の一人が議長を務め、特定の有期の作業を扱うことを援助するために新たに選任される適切な専門知識をもった付加的なCST委員でないメンバーをおそらくは含むようなサブグループを通して活動する。CSTやそのサブグループは、それらの作業を背景として委任された研究を行ってもよい。また、政府の省、Research Councils(リサーチ・カウンシル; 研究会議)、Funding Councils(高等教育資金配分会議)や他の関係する公的資金配分体からのペーパーを要請したり考慮に入れたりしてもよい。

## Foresight Steering Group (フォーサイト運営グループ)

- ・ 設置機関

独立した機関

- ・ 設置根拠

1993年5月に公表されたWhite Paperである*Realising our Potential: A Strategy for Science, Engineering and Technology*(潜在力の実現: 科学・工学・技術のための戦略)(Cm 2250)のparagraphs 2.23–2.33(パラグラフ 2.23–2.33)に示されている。とくに、権限について

は、pages 19–20 (19–20 ページ) のボックス中に記載されている。

・ 任務

1993年5月に公表された White Paper の *Realising our Potential: A Strategy for Science, Engineering and Technology* (潜在力の実現：科学・工学・技術のための戦略) (Cm 2250) の chapter 2 (第2章) 中のボックス(囲み)に7項目の権限が示されているが、現在“ phase 3(フェーズ3)”にあると言われている中、すでに過去のこととなった記述も見られないわけではない。1998年5月現在は、1999年に開始される次の「フォーサイト・プログラム」に焦点を置いており、将来の戦略について助言を行うことになっている。

なお、参考として、これら7項目の権限について以下に列挙する。

- 個々に専門家のパネルによって監督されるフォーサイト・アセスメントの対象となるであろう同意された技術セクターのリストを作成し、これらのパネルのためのメンバーを指名する。
- 学界・産業界・金融界・顧客調査界および政府の広範なクロスセクションの専門家から科学的機会と潜在的な市場応用に関する情報を収集することを監督する。
- 研究者および産業界の人々との、最初および反復するコンサルテーション、およびそれらの結果をワーキング・ドキュメントに変換するための手続きを案出する。なお、このワーキング・ドキュメントによって、専門家からなるパネルが、それらのセクターの中で、国の経済にとってもっとも重要であると判断する技術を同定することを可能にすることを目的とする。この判断は、次の2点の間の適合性の評価に基づく：
  - ・ 科学的研究のトレンドと、強力な研究グループの現行のあるいは潜在的な利用可能性(サイエンス・プッシュ)
  - ・ 出現する経済発展と、出現する市場機会を捕捉するために研究のアウトカムを専有する能力をもった企業あるいは組織の現行のあるいは潜在的な能力(ダイヤモンド・ブル)
- 広範でアクセス可能な、結果の普及のための手続きを展開させる。これは、地域の、地方の、またおそらくセクターのネットワークへのパートナーシップの取り決めに広げるための準備を含む。
- フォーマルなインタラクション、双方向の支持の促進、研究者のための業務意識スキーム訓練、大学と企業との間のジョイント・ベンチャー等の範囲や程度を絶えず監視する。
- 動いているプログラムへの課題の展開を監督する。
- 公的セクターによる優先事項の設定と意思決定に関連する政府の結論に進む際には、Council for Science and Technology (科学技術会議) と連絡をつける。

・ 委員構成

メンバーは、産業界・科学技術コミュニティ・研究公益団体および政府の省から集められ、メンバーの大半は政府外部から集められるだろうとされている。また、CSA が議長を務めてフォーサイト・プログラムを起ち上げることが記載されている ( paragraph 2.31 (パラグラフ 2.31) )。委員は、1998 年 5 月現在、議長を含めて全員で 16 名であり、この数はパネル数と対応している。

- 議長

Government's Chief Scientific Adviser ( 政府首席科学顧問官 )

- 委員

15 名

なお、議長および各委員の氏名と、所属する組織(これについては日本語訳を付した、ただし CSA と DGRC については役職名の日本語訳を付した)および役職は以下に示すとおりである：

Sir Robert May (Chair), Government's Chief Scientific Adviser and Head of OST ( 政府首席科学顧問官, OST 長官 );

Ronald Amann, Chief Executive, Economic and Social Science Research Council (ESRC)( 経済社会科学研究会議 );

Brian Blunden, President, Association of Independent Research and Technology Organisations (AIRTO) ( 独立研究技術組織協会 ; 36 の独立した研究・技術組織から構成されている );

Sir John Cadogan, Director General of the Research Councils (DGRC) ( 研究会議局長 ; OST の中の役職の一つである );

John Chisholm, Chief Executive, Defence Evaluation and Research Agency (DERA)( 国防評価研究庁 );

Alistair Clark, Executive Director, Bank of England ( イングランド銀行 ; イギリスの中央銀行 );

Alistair MacDonald, Director General, Industry, DTI ( 貿易産業省 );

Ben Martin, Director, Science Policy Research Unit (SPRU) ( サセックス大学科学政策研究ユニット );

John Sizer, Chief Executive, Scottish Higher Education Funding Council (SHEFC) ( スコットランド高等教育資金配分会議 );

Adair Turner, Director General, the Confederation of British Industry (CBI) ( 英国産業連合 ; 25 万以上の大企業・中小企業 , および雇用者団体や同業者協会 , 公的セクターの企業がそのメンバーとなっている );

John Monks, General Secretary, the Trades Union Council (TUC) (労働組合会議);  
Diana Warwick, Chief Executive, the Committee of Vice Chancellors and Principals (CVCP)  
(大学副総長学長委員会);  
Professor Sue Birley, Imperial College and National Westminster Bank (インペリアル・カ  
レッジ, ナショナル・ウエストミンスター銀行; イギリスの市中銀行の一つ);  
Roy McNulty, Chairman, Short Brothers (ショート・ブラザーズ; Bombardier (ボンバ  
ルディア)社の子会社で, 航空産業に属し, 北アイルランドに本拠を置く民間企  
業);  
David Normington, Director General, Department for Education and Employment (DfEE)(教  
育雇用省); and  
Diane Coyle, Economics Editor, The Independent (インディペンデント(新聞)).

・委員の資格

とくに規定は見あたらないが, 関係各セクターの代表者からバランスを考慮して構成さ  
れていることがうかがえる.

・議長・副議長の選出方法

議長は, あらかじめ定められている.

・委員の任期・再任の可否

規定はない.

・事務局

OST の TDSTG: Transdepartmental Science and Technology Group (各省横断科学技術部門)  
の中の Foresight Directorate (フォーサイト局)である.

・開催頻度

[ 現段階では不明である . ]

・その他

フォーサイト・プログラムは, 次の 16 のパネルの活動を通して先に進められている:

- Agriculture, Horticulture and Forestry (農業・園芸・林業)
- Chemicals (化学)
- Construction (建設)
- Defence and Aerospace (防衛・航空宇宙)
- Energy (エネルギー)
- Financial Services (金融サービス)
- Food and Drink (食物・飲料)
- Health and Life Sciences (保健・生命科学)
- IT, Electronics and Communications (情報技術・エレクトロニクス・通信)

- Leisure and Learning (自由時間・学習)
- Manufacturing, Production and Business Processes (製造・生産・業務過程)
- Marine (海洋)
- Materials (材料)
- Natural Resources and Environment (天然資源・環境)
- Retail and Distribution (小売・流通)
- Transport (輸送)

また, Cross-Panel Group (パネルを交差するグループ)として, 1998年5月現在, 次の3つのグループも置かれている:

- Food Chain Group (食物連鎖グループ)
- Sensor Action Group (センサ・アクション・グループ)
- Health Informatics Working Party (保健情報科学ワーキング・パーティー)

#### **Interministerielle Ausschuß für Wissenschaft und Forschung** (科学・研究関係閣僚委員会)

[関係閣僚委員会であって, ほとんどその詳細については知られておらず, 各項目について記載することが難しい.]

#### **RFTI: Rat für Forschung, Technologie und Innovation** (研究・技術・イノベーション会議)

- ・ 設置機関

連邦首相府

- ・ 設置根拠

「産学官の対話の強化」に関する政府レポート (Drs.12/6934), 1995年

- ・ 任務

RFTIは, イノベーションに関わる重要な領域での潜在的応用, 機会, 障害, 必要な行動について総合的なレポートを作成する. また, 新技術の受容を促すために, 未来に関する議論を主導する. さらに, 関係機関が自らの責任で行う行動に関する勧告の準備を行う.

- ・ 委員構成

首相に指名された17名のコア・メンバー, および課題ごとに選定されるメンバーからなる. 前者には, 科学者, 連邦政府関係者, 州政府の代表 (バイエルン州科学大臣), 産業界, 労働組合, からのメンバーが含まれている. 後者は, BMBFの担当者が中心となって作成する候補者のリストに基づきコア・メンバーが決定し, 「情報社会」のレポート作成の際には8名, 「バイオテクノロジー」のレポート作成の場合には15名であった.

司会 (議長ではない) は, 委員の一人である連邦教育科学研究技術大臣が行う.

- ・ 委員の資格

明記されてはいないが、コア・メンバーについては、セクター間のバランスに配慮してメンバーが選ばれ、一方、課題ごとに選定されるメンバーについては、個人の専門的資質に基づいて選ばれている。

- ・ 事務局

連邦首相府に庶務的業務を行う事務局があるほか、BMBF に内容的側面を担当する実質的な担当者が2名ほどいる。また、RFTIで扱う課題に関連するBMBF部局の担当者がRFTIの運営を支援する。

- ・ 開催頻度

開催頻度に関する規定が存在するかどうかは不明である。なお、「情報社会」のレポート作成の場合は年4回開催された（レポートは年1回の割合で提出されてきている）。

- ・ その他

これまでに次の2つのレポートを出している：

- *Informationsgesellschaft: Chancen, Innovationen und Herausforderungen*（情報社会：機会・イノベーション・挑戦）、1995年12月

- *Biotechnologie, Gentechnik und wirtschaftliche Innovation*（バイオテクノロジー、遺伝子工学および経済的イノベーション）、1997年3月

また、1998年には「グローバル・コンピタンス」に関するレポート（正確な題名は不明）を発行する予定となっている。

**BLK:** Bund-Länder-Kommission für Bildungsplanung und Forschungsförderung（教育計画・研究振興連邦州委員会）

- ・ 設置機関

連邦政府および州政府（連邦大統領府との関係は不明）

- ・ 設置根拠

- BLK-Abkommen: Verwaltungsabkommen zwischen Bund und Ländern über die Errichtung einer gemeinsamen Kommission für Bildungsplanung（教育計画合同会議の設立に関する連邦政府と州政府の行政合意）、1970年。

- Rahmenvereinbarung zur koordinierten Vorbereitung, Durchführung und wissenschaftlichen Begleitung von Modellversuchen im Bildungswesen（教育における試験的試みの共同準備、実行、科学的支援に関する概略合意）、1971年。

- Rahmenvereinbarung zwischen Bund und Ländern über die gemeinsame Förderung der Forschung nach（研究の共同振興に関する連邦政府と州政府の概略合意）、1975年。

- ・ 任務

(以下には研究振興に関するもののみを記す。なお、他に教育の計画と改革に関する任務がある。)

- 研究政策の計画・決定について連邦政府と州政府との調整を図ること。
- 研究振興に関する連邦と州政府の情報交換について、優先順位付けと勧告をすること。
- 研究機関と研究振興機関への年間助成金について、連邦と州政府に対して提案をすること。

- ・ 委員構成

連邦政府の代表8名および各州政府1名ずつの代表から構成される。評決権は連邦政府の代表が共同で16票を持ち、16の州政府の代表が1票ずつ持つ。議長は委員の中から1年ごとに選ばれる。

- ・ 委員の資格

連邦政府および州政府の代表者である。

- ・ 事務局

連邦大統領府に、専任スタッフ26名より成る事務局が設置されている。

- ・ 開催頻度

[不明]

- ・ その他

「教育計画」と「研究振興」の2つの下部委員会があり、さらにその下部にワーキング・グループないしワーキング・パネルが設けられる。

**CIRST: Comité Interministériel de la Recherche Scientifique et Technique** (科学的・技術的研究関係閣僚委員会)

CIRSTは、前政権であるJuppé(ジュペ)政権において、1996年10月3日に一度だけ再開されて開催され、このときに、報告書「*La Recherche: Une Ambition pour la France* (研究：フランスにとっての大望)」が発表され、科学政策・研究者のための人的資源政策・公的研究の価値増大化に関して、大きく8つの施策が公表された。

- ・ 設置根拠

最初は、décret n° 58-1144 du 28 novembre 1958 concernant la recherche scientifique et technique (科学的・技術的研究に関する1958年11月28日のデクレ第58-1144号)によって設置された。その後、このデクレ第58-1144号を完全に改正するdécret n° 70-728 du 5 août 1970 relatif à la coordiantion de la politique de recherche scientifique et technique (科学的・技術的研究政策の調整に関する1970年8月5日のデクレ第70-728号)、および、さらにこのデクレ第70-728号を完全に改正するdécret n° 75-1002 du 29 octobre 1975 relatif à la

cooordiantion de la politique de recherche scientifique et technique ( 科学的・技術的研究政策の調整に関する 1975 年 10 月 29 日のデクレ第 75-1002 号 )( さらに , 部分的に , décret n° 78-659 du 23 juin 1978 modifiant le décret n° 75-1002 du 29 octobre 1975 relatif à la coordiantion de la politique de recherche scientifique et technique ( 科学的・技術的研究政策の調整に関する 1975 年 10 月 29 日のデクレ第 75-1002 号を修正する 1978 年 6 月 23 日のデクレ第 78-659 号 ) によって修正された ) によって設置された . しかし , CIRST の活動は 1982 年から中断した . 1982 年は , 現在の科学技術システムを規定する法律 ( 法律第 82-610 号 ) が制定された年である . この法律の制定以前は , 政府全体の “ enveloppe-recherche( 研究予算枠 ) ” という民生研究予算の歳費については首相が決定する権限を有しており , 研究・技術政策はそれぞれ各ミッションを担当する大臣によってその責任において実施されていたため , CIRST における討議や調整が必要とされた . しかし , この法律の制定以後 , 研究・技術担当の大臣が置かれ , 基本的にはこの大臣によって民生研究・技術予算が統合的に扱われ , 政府全体の調整が行われるようになった . したがって , 現行の体制になってからは , 各大臣間を調整するための関係閣僚委員会は必要とされなくなったと考えられる .

- ・ 任務

研究担当大臣が , 科学的・技術的研究政策を調整する際に , それについて討議することを任務とする [ デクレ第 75-1002 号第 1 条 ].

- ・ 委員構成

デクレ第 75-1002 号第 2 条によれば , 以下のとおりである :

- 議長

首相 , またはその代理として , 研究担当大臣

- 委員

内務大臣

法務大臣

防衛大臣

外務大臣

経済・財務大臣

協力大臣

設備大臣

農業大臣

生活の質大臣

労働大臣

保健大臣

産業・研究大臣

商業・手工業大臣

郵政・通信国務長官（閣外大臣）

運輸国務長官（閣外大臣）

文化国務長官（閣外大臣）

大学国務長官（閣外大臣）

海外県・領土国務長官（閣外大臣）

délégué général à la recherche scientifique et technique（科学的・技術的研究総代表）

commissaire au Plan（計画特任長官）

délégué à l'aménagement du territoire et à l'action régional（領土整備・地域活動代表）

しかし、デクレ第75-1002号を修正するデクレ第78-659号の第1条によって次のように改められた：

- 議長

首相，またはその代理として，研究担当大臣

- 委員

議題に挙げた研究あるいは開発の問題に関係がある大臣および国務長官(閣外大臣) また、1996年10月3日に開催された関係閣僚委員会では、次のような委員の構成であった（大臣の名称は委員会開催当時のものである）：

- 議長

M. Alain JUPPÉ, Premier ministre, président du Comité interministériel de la recherche scientifique et technique.（首相）

- 委員

M. Jacques TOUBON, Garde des sceaux, ministre de la Justice.（法務大臣）

M. François BAYROU, Ministre de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche.（国民教育・高等教育・研究大臣）

M. Charles MILLON, Ministre de la défense.（防衛大臣）

M. Bernard PONS, Ministre de l'équipement, du logement, des transports et du tourisme.（設備・住宅・運輸・観光大臣）

M. Hervé de CHARLETTE, Ministre des affaires étrangères.（外務大臣）

M. Jacques BARROT, Ministre du travail et des affaires sociales.（労働・社会大臣）

M. Jean-Louis DEBRE, Ministre de l'intérieur.（内務大臣）

M. Jean ARTHUIS, Ministre de l'économie et des finances.（経済・財務大臣）

Mme Corinne LEPAGE, Ministre de l'environnement.（環境大臣）

M. Philippe DOUSTE-BLAZY, Ministre de la culture.（文化大臣）

M. Franck BOROTRA, Ministre de l'industrie, de la poste et des télécommunications. (産業・郵政・通信大臣)

M. Philippe VASSEUR, Ministre de l'agriculture, de la pêche et de l'alimentation. (農業・漁業・食品産業大臣)

M. Jean-Claude GAUDIN, Ministre de l'aménagement du territoire, de la ville et de l'intégration. (領土整備・都市・統合大臣)

M. Jean-Pierre RAFFARIN, Ministre des PME, du commerce et de l'artisanat. (中小企業・商業・手工業大臣)

M. Dominique PERBEN, Ministre de la fonction publique, de la réforme de l'État et de la décentralisation. (公職・国家改革・分権化大臣)

M. Pierre-André PERISSOL, Ministre délégué au logement. (住宅担当大臣)

M. Jacques GODFRAIN, Ministre délégué à la coopération. (協力担当大臣)

M. Alain LAMASSOURE, Ministre délégué au budget, porte-parole du Gouvernement. (予算担当大臣, 政府スポークスマン)

M. François FILLON, Ministre délégué à la poste, aux télécommunications et à l'espace. (郵政・通信・宇宙担当大臣)

M. François d'AUBERT, Secrétaire d'État à la recherche. (研究国務長官(閣外大臣))

Mme Anne-Marie IDRAC, Secrétaire d'État aux transports. (運輸国務長官(閣外大臣))

M. Hervé GAYMARD, Secrétaire d'État à la santé et à la sécurité sociale. (保健・社会保障国務長官(閣外大臣))

- ・事務局

[不明であるが, 実質上は当時の国民教育高等教育研究省が提供したものと思われる.]

- ・開催頻度

CIRST それ自体は, 前の Juppé (ジュペ) 政権において, 1996年10月3日に一度だけ開催された。それ以後, 現在の Jospin (ジョスパン) 政権においてこの機関を活用するかどうかは不明である。

- ・その他

ここで述べた CIRST とは別に, Jospin (ジョスパン) 政権において, 1998年7月15日に, 首相が議長を務め関係閣僚から構成される Conseil Interministériel de la Recherche Scientifique et Technique (科学的・技術的研究関係閣僚会議) が開催された。この場では, i) 研究公施設の研究者による企業の設立を奨励することを可能とする, イノベーションと分散化に関する法案, ii) 科学技術全般に関して政府に対して助言する機関の設置, iii) 研究者や提案された研究の質に基づいて, 組織ではなく研究者個人に対して直接的に資金配分される予算, といった点等について議論されたものとみられる。

## CSRT: Conseil Supérieur de la Recherche et de la Technologie (研究技術高等会議)

CSRTは、政府の科学技術政策のすべての重要な選択のための研究担当大臣の諮問機関である。

### ・ 設置者

研究担当大臣 [ デクレ第 82-1012 号第 1 条 ]

### ・ 設置根拠

loi n° 82-610 du 15 juillet 1982 d'orientation et de programmation pour la recherche et le développement technologique de la France ( フランスの研究・技術開発のためのオリエンテーション(方向付け)とプログラム化(計画化)の1982年7月15日の法律第82-610号)によって確立され, décret n° 82-1012 du 30 novembre 1982 relatif au Conseil supérieur de la recherche et de la technologie (研究技術高等会議に関する1982年11月30日のデクレ第82-1012号)によって設置された。

### ・ 任務

CSRTは、研究担当大臣より次のような諮問を受ける：

- 研究・技術開発民生予算について、とくに、法律82-610号に列挙されている4つの活動カテゴリー - i. 展開が保証される基礎研究, ii. 応用研究および文化的・社会的・経済的必要に應えるために省および公的研究機関によって決定・着手・支援される研究, iii. 追求される技術開発のプログラム, iv. 異なる活動カテゴリーに訴える複数年にわたる動員プログラム - のあいだの配分について
- 研究担当大臣によって議会に提出される研究・技術開発活動に関する年次報告について
- 全国計画の、研究・技術に関する部分の準備について
- 科学・技術の状況の見通しと分析の報告について
- 科学的・技術的性格公施設の創設について
- 動員プログラムの選択について

また、CSRTは、研究担当大臣より次のような諮問を受けてもよい：

- 研究組織に関する改革のプロジェクトおよび研究・技術開発施設の規定について
- 科学職に関連する改革のプロジェクトについて
- 科学的大規模設備の計画化の年次更新について
- 研究担当大臣の管轄である介入資金の使用の戦略について
- 研究担当大臣がCSRTに提出して判断を仰ぐのが有用であると判断する他のすべての質問について

さらに、CSRTは、その権限に属する領域の中において、研究担当大臣に対して、あらゆる提言を行うことができる。[ デクレ第 82-1012 号第 2, 3, 4 条 ]

・ 委員構成

- 議長

研究担当大臣

- 委員

他の 40 人の委員については，デクレによって次のように定められている [ デクレ第 82-1012 号第 5 条 ]:

1° 20 人の科学技術コミュニティと異なる研究セクターの代表メンバー

a) 10 人のメンバーが選ばれる．うち，4 人については Comité national de la recherche scientifique ( 科学研究全国委員会，CNRS の内部的評価機関 ) の sections ( セクション，合計 40 セクションからなる ) の提案に基づいて選ばれ，4 人については conseils scientifiques des établissements de recherche et de développement technologique ( 研究・技術開発施設科学会議，詳細は不明 ) の提案に基づいて選ばれ，2 人については国民教育大臣によって指名された大学の研究の評価を行う国家機関の者として選ばれる．

b) 10 人の人物が選ばれる．科学・技術・イノベーションの領域における専門的能力を考慮して選ばれ，うち 2 人は学識のあるソサエティのメンバーの資格で選ばれる．

2° 20 人の，労働界，生産・社会・文化のセクター，地域の代表人物の中から選ばれるメンバー

a) 10 人のメンバーが，賃金労働者 ( サラリーマン ) および雇用者の代表である国家的組合組織の提案に基づいて任命される．

b) 経済・社会・文化界を代表する 10 人のメンバーであり，うち 5 人の人物は，研究担当大臣のアレテによって定められた条件の中で comités consultatifs régionaux de la recherche et de la technologie ( 研究・技術地域諮問委員会，詳細は不明 ) のメンバーの資格で選ばれる．

死亡したメンバー，辞任者，あるいは指名されたまたは選ばれた資格での機能をもはや果たさなくなった人は，交替されなければならない．この場合，新しいメンバーの任期は，通常であればその前任者の任期が終わる日付で切れる．

なお，現在の委員の氏名については，arrêté du 25 avril 1997 portant nomination au Conseil supérieur de la recherche et de la technologie ( 研究技術高等会議への任命を行う 1997 年 4 月 25 日のアレテ ) によって公表されている ( ただし，このアレテのあとにも若干の委員の変更が行われており，個々のアレテによって公表されている ) ．

なお，このアレテの 2. (a) ( すなわち，先のデクレの 2° a) ) において代表者を出している組織は次のとおりである：

Syndicat national des chercheurs scientifiques ( 科学研究者全国労働組合 )

Conseil national du patronat français ( フランス経営者全国評議会 )

Groupement des industries française aéronautiques et spatiales (航空宇宙フランス産業組合)

Fédération syndicale unitaire (単一労働組合連盟)

Confédération française démocratique du travail (労働民主主義フランス同盟)

Confédération française de l'encadrement (管理職フランス同盟)

Confédération générale des petites et moyennes entreprises (中小企業総同盟)

Confédération générale du travail Force ouvrière (労働総同盟 労働者の力)

Confédération des travailleurs chrétiens (キリスト教徒労働者同盟)

Confédération générale du travail (労働総同盟)

- ・委員の資格

個人の資格でメンバーとなっている人と、団体・機関等の代表としての資格でメンバーとなっている人がいる(詳細は、委員構成を参照のこと)。研究担当大臣のアレテによって任命される [ デクレ第 82-1012 号第 5 条 ]。

- ・議長の選出方法

研究担当大臣自身が議長を務める [ デクレ第 82-1012 号第 1 条 ]。

- ・副議長の選出方法

副議長は、会議のメンバーによって、デクレ第 82-1012 号第 5 条の 1° の資格で指名されたメンバーの中から選出される。 [ デクレ第 82-1012 号第 5 条 ]。

- ・委員の任期・再任の可否

任期は 2 年で、1 度だけ再任可能である [ デクレ第 82-1012 号第 5 条 ]。

- ・事務局

事務局は、研究担当大臣の事務局(すなわち研究担当省)によって提供されることが保証され、secrétariat général (事務総局)が置かれる [ デクレ第 82-1012 号第 8 条 ]。なお、1998 年現在、事務局には、事務局長 1 人と庶務を行うための事務局長の秘書が 1 人いるのみである。

- ・開催頻度

少なくとも年に 4 回開催される [ デクレ第 82-1012 号第 6 条 ]。

- ・その他

会議は、必要に応じて特別の調査委員会を設置することができる [ デクレ第 82-1012 号第 7 条 ]。また、年報からも明らかなように、通常、個々の課題ごとに数名から十数名によってなるこれらの委員会やアドホック・グループが構成されている。

CNESR: Conseil National de l'Enseignement Supérieur et de la Recherche ( 高等教育研究全国会議 )

- ・ 設置者

国民教育担当大臣 ( 当時 )

- ・ 設置根拠

loi n° 84-52 du 26 janvier 1984 sur l'enseignement supérieur ( 高等教育に関する 1984 年 1 月 26 日の法律第 84-52 号 ) と , décret n° 89-1 du 2 janvier 1989 relatif au Conseil national de l'enseignement supérieur et de la recherche ( 高等教育研究国民会議に関する 1989 年 1 月 2 日のデクレ第 89-1 号 ) によって設置された .

- ・ 任務

CNESR は , 科学的・文化的・職業的性格公施設 ( 科学的・文化的・職業的性格公施設とは , 例外的にある私立の高等教育機関を除いた , フランスのほとんどすべての大学およびグランゼコールのことを意味する ) に託されたミッションに関連する諮問に関して答申を行う .

CNESR は , 以下について義務的に相談を受ける :

- 国民教育大臣の管轄下にある高等教育のまとまりを保証するために公権力によって提案される政策
- 複数年にわたる施設の契約の全体的な方向付け
- 異なる施設間での設備や機能の装備の配分

CNESR は , 科学的・文化的・職業的性格公施設の機能を改善するために取られる施策についてあらゆる提案を行う . CNESR は , 国民教育大臣の発議によるすべての質問の審議を最終的に付託されてもよい . [ デクレ第 89-1 号第 1 条 : とくに , 法律第 84-52 号第 64 条 . また , 法律第 84-52 号第 15, 17, 19, 21, 25, 34, 41, 43, 47 条にも関連する . ]

- ・ 委員構成 [ デクレ第 89-1 号第 2, 3, 4 条 ]

- 議長

国民教育担当大臣自身またはその代理人

- 委員

次の 61 人のメンバーによって構成される :

- 1° 科学的・文化的・職業的性格公施設のスタッフおよび学生の 40 人の代表
- 2° 重要な国益 , とくに , 教育的・文化的・科学的・経済的・社会的なものを代表する 21 人の人

このうち , 科学的・文化的・職業的性格公施設の代表は , カテゴリーごとに次の割合で選ばれる :

- 教授およびそれと同等のスタッフからなる 11 人の代表者

- それ以外の教員研究者，教員，研究者からなる 11 人の代表者
- 図書館の科学団の 1 人の代表者
- 管理・技術・労働・サービスのスタッフからなる 6 人の代表者
- 学生の 11 人の代表者

スタッフの代表者は，スタッフ全体によって直接選挙で選出される。学生の代表者は，科学的・文化的・職業的性格公施設の運営会議，科学会議，および学業・大学生活会議の学生会員によって選出される。また，重要な国益，とくに，教育的・文化的・科学的・経済的・社会的なものを代表する人は，国民教育大臣のアレテによって任命される。このうち 3 人は，それぞれ 1 人ずつ，国民議会，元老院，および経済社会評議会のメンバーの中から選ばれる。さらに，とくに，雇用者と被雇用者の代表者の数は等しくなるようにする [ デクレ第 89-1 号第 2, 3, 4 条 ]。

- ・委員の資格

団体・機関および職能集団等の代表としての資格でメンバーとなっている（詳細は，委員構成を参照のこと）[ デクレ第 89-1 号第 2, 3, 4 条 ]。

- ・議長の選出方法

国民教育担当大臣自身またはその代理人が議長を務める [ デクレ第 89-1 号第 2 条 ]。

- ・委員の任期・再任の可否

任期は 4 年（ただし，学生の代表については 2 年）であり，連続して 2 期以上の任期を務めることはできない [ デクレ第 89-1 号第 5 条 ]。

- ・事務局

事務局は，教育担当大臣の事務局（すなわち教育担当省）によって提供されることが保証され，*secrétariat*（事務局）が置かれる [ デクレ第 89-1 号第 14 条 ]。

- ・開催頻度

本会議は，少なくとも年に 3 回開催される [ デクレ第 89-1 号第 9 条 ]。

- ・その他（下部組織）

下部組織として，次のような *commission scientifique permanente*（常任科学委員会），*section permanente*（常任部），および，暫定的に構成される委員会が設置される。なお，いずれの場合においても，議長は，国民教育大臣またはその代理人が務める [ デクレ第 89-1 号第 7, 8, 9 条 ]。

- *commission scientifique permanente*（常任科学委員会）

研究・教育・第三課程（博士課程に相当する）に関する作業の準備を担当する。次の 23 人のメンバーによって構成される：

- 教員研究者，教員，研究者および科学的・文化的・職業的性格公施設のメンバーから選ばれた 12 人のメンバー

- 管理・技術・労働・サービスのスタッフから選ばれた1人のメンバー
- 学生から選ばれた2人のメンバー
- 国民教育大臣によって任命された8人，うち2人は研究担当大臣の提案に基づき，2人はCNRS: Centre national de la recherche scientifique（国立科学研究センター）の directeur général（総長）の提案に基づき，2人は，INSERM: Institut national de la santé et de la recherche médicale（国立保健医療研究所） directeur général（総長）と INRA: Insitut national de la recherche agronomique（国立農学研究所）の president（所長）の同時の提案に基づく．
- section permanente（常任部）  
本会議のほかに，CNESRに帰属する権限全体を行使する．次の20人のメンバーによって構成される：
  - a) 科学的・文化的・職業的性格公施設のスタッフおよび学生からなる14人の代表者
    - 教授，同等のスタッフ，相当のスタッフからなる4人の代表者
    - 他の教員研究者，教員，研究者からなる4人の代表者
    - 管理・技術・労働・サービスおよび図書館の科学団からなる2人の代表者
    - 学生の4人の代表者
  - b) 重要な国益の6人の代表者

#### COS: Comité d'Orientation Stratégique（戦略的オリエンテーション委員会）

- ・ 設置者

研究担当大臣

- ・ 設置根拠

décret n° 95-7 du 3 janvier 1995 relatif au comité d'orientation stratégique（戦略的オリエンテーション委員会に関する1995年1月3日のデクレ第95-7号）によって設置された．

- ・ 任務

COSは，政府の選択肢を明らかにすることを可能にしながら中長期見通しの考察を示し，研究・技術開発に関して国の政策の一貫性を保証する役割を担う．そのために，分析・総合・助言のミッションを果たす [ デクレ第95-7号第1条 ] ．

研究担当大臣は，戦略的重要性を帯びていると思われるあらゆる質問について，COSに諮問する．COS自体，科学政策の実施に必要な活動の領域や手段について考察を着手することができる．COSは，場合によっては，専門家に支援を求めることができる．COSは，研究担当大臣が議会に提出する研究の戦略的オリエンテーションの年次報告の準備をめざして協力する [ デクレ第95-7号第3条 ] ．

- ・ 委員構成  
 研究担当大臣の提案に基づき，首相のアレテによって任命された 15 名で構成される [ デクレ第 95-7 号第 2 条 ].
- ・ 委員の資格  
 メンバーは，その能力と研究に対する利益という理由で選出され，科学コミュニティおよび経済・社会界の中から指名される . [ デクレ第 95-7 号第 2 条 ].
- ・ 議長の選出方法  
 同じ条件にあるメンバーの中から任命される [ デクレ第 95-7 号第 2 条 ].
- ・ 委員の任期・再任の可否  
 任期は 4 年であり，連続して 2 期以上の任期を務めることはできない . また，2 年ごとに半数が更新される [ デクレ第 95-7 号第 2 条 ].
- ・ 事務局  
 事務局は，研究担当大臣の事務局（すなわち研究担当省）によって提供されることが保証される [ デクレ第 95-7 号第 5 条 ].
- ・ 開催頻度  
 少なくとも年に 2 回開催される [ デクレ第 95-7 号第 4 条 ].
- ・ その他（最近の活動状況）  
 COS は，第 2 次コアビタシオン（保革共存）下での保守派連合政権である Balladur（バラデュール）政権の際につくられた機関である . その後，コアビタシオン解消後の保守派 Juppé（ジュペ）政権を経て，1997 年 6 月に第 3 次コアビタシオンでの社会党連立政権である現在の Jospin（ジョスパン）政権に交替してからは，その活動を休止させている .